

環境

光市 基本計画



人と自然がきらめく美しいまち
ふるさと“ひかり”

平成20年3月
光市

はじめに



私たちのまち光市は、峨嵋山や石城山の緑豊かな森、母なる川である島田川、白砂青松の室積・虹ヶ浜両海岸など、森・川・海の豊かな自然に恵まれた美しいまちです。先人たちはこれらの自然や生態系を美しいまま私たちに残してくれました。私たちは、先人から受け継いだこの豊かな自然と人間が共生できる社会の実現に努め、先人たちが私たちに残してくれたように後世に引き継ぐため、平成 17 年度に「自然敬愛都市宣言」を全国に先駆けて行い、「自然敬愛基本構想」を策定しました。また、平成 18 年度に策定した「光市総合計画」中で、本市の最優先政策を「ひかり未来戦略」として位置づけ、三つのプランを掲げています。光市環境基本計画は、その中の一つ、「自然敬愛都市推進プラン」を具体的に実行するとともに、「環境の保全、創造及び再生」を基本理念とする「光市環境基本条例」に基づき策定され、自然敬愛の精神及び環境基本条例の基本理念を具体化するための計画です。

現在、地球温暖化やオゾン層、生態系の破壊、環境ホルモンの増大など、人類のみならず、生物全ての生存そのものが脅かされています。我々人類が生存していくうえで必要不可欠な水や空気には国境の壁はなく、母なる惑星地球を守るためには、地球的観点からの環境問題への取り組みが必要不可欠です。わが国の環境政策の歴史は、全国各地で発生した公害を防止するための規制法の制定に始まり、環境への負荷の低減を目指した基本法、地球温暖化やオゾン層の破壊の防止を目的とした法律と、地域から地球へと、対象とする環境の範囲が拡大しています。

こうした中、私たちは本計画に基づき、本市の目指すべき環境像「人と自然がきらめく美しいまち ふるさと“ひかり”」の実現を目指して、市民や事業者のみなさんとの共創と協働によって諸施策を実行することにより、「光市」という一地域から、全世界へ向けて環境への取り組みが発信され、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、本計画策定に際して、ご提言、ご審議をいただきました光市環境審議会や、光市環境基本計画市民協議会をはじめ、市議会並びにご協力いただきました関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

平成 20 年（2008 年）3 月

光市長 末岡 泰義

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	2
第 1 節 計画策定の背景	2
(1) 環境問題の移り変わり	2
(2) 光市における環境行政の変遷	3
第 2 節 計画の策定体制	6
第 3 節 計画の位置づけ	7
第 4 節 計画の期間	8
第 5 節 計画の対象となる主体及び範囲	8
第 2 章 光市における環境の現状	10
第 1 節 光市の環境の現状	10
1 自然環境	10
(1) 気象	10
(2) 動植物の生態	11
2 生活環境	14
(1) 大気	14
(2) 水質	16
(3) 騒音・振動・悪臭	19
3 文化環境	20
(1) 歴史・文化	20
4 地球環境	22
(1) 廃棄物	22
(2) 交通	23
第 2 節 市民アンケートの結果	24
第 3 章 目指すべき環境像と基本方針	30
第 1 節 目指すべき環境像と施策の体系	30
第 2 節 基本方針	32
第 4 章 基本方針ごとの施策の方向	36
第 1 節 自然を愛する	36
1 豊かな自然を守る	37
(1) 森・川・海・農地の保全	37

(2) 動植物との共生	38
2 自然とふれあう	39
(1) 自然と親しむ空間の創出	39
(2) ふれあい体験の推進	39
第2節 地域を愛する	41
1 快適環境の確保	42
(1) 良好な環境づくりの推進	42
(2) 空間及び景観の整備	42
(3) 歴史的・文化的遺産の保全	42
2 水環境の保全	44
(1) 生活排水対策	44
(2) 上水の保全	44
第3節 地球を愛する	45
1 地球温暖化対策の推進	46
(1) 省エネルギー対策の推進	46
(2) 新エネルギー活用の検討	46
2 循環型社会の構築	47
(1) 一般廃棄物処理基本計画の推進	47
第5章 リーディングプロジェクト	50
第6章 環境配慮指針	62
第1節 事業における指針	62
第2節 地域における行動指針	64
第7章 計画の推進	72
第1節 共創・協働による取り組み	72
第2節 計画の進行管理	73
第3節 実施状況の公表	73
資料編	76

第 1 章

計画の基本的事項

- 第 1 節 計画策定の背景
- 第 2 節 計画の策定体制
- 第 3 節 計画の位置づけ
- 第 4 節 計画の期間
- 第 5 節 計画の対象となる主体及び範囲

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

(1) 環境問題の移り変わり

①産業型公害問題（1960～1970年代）

1950年代に始まった重厚長大産業や重化学産業を中心とした高度経済成長により、わが国の経済は飛躍的発展を遂げました。しかしながらその一方で、産業界が排出する汚染物質は、四大公害病に代表されるような公害問題や赤潮の大量発生などを引き起こし、人体だけでなく自然界にも大きな影響を与えました。こうした深刻な状況は大きな社会問題となり、1970年11月に行われた臨時国会では公害問題に対する集中的な討議が行われたため、「公害国会」と呼ばれました。

②都市生活型公害問題（1970～1980年代）

産業型公害は法規制や企業の努力等により、収まりを見せつつありました。また、二度にわたる石油危機により、産業界での省エネルギー化が進むとともに、産業構造も第二次産業から第三次産業へとシフトし始めました。一方で、家計所得の向上に伴い一般家庭に広く普及した自動車による大気汚染、都市化の進展と汚水処理施設の未発達による水質汚濁など、日常生活に伴い発生する都市生活型公害が問題となりました。

③地球環境問題（1980年代～）

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、生活を便利で豊かにする一方で、資源の大量消費と廃棄物の増加を招きました。このため、化石燃料の大量使用による地球温暖化と酸性雨の発生、無秩序な伐採による森林の減少、フロンの使用によるオゾン層の破壊、環境ホルモン^{※注}の氾濫など、地球規模での環境悪化が問題となりました。

特に、地球温暖化防止問題については世界各国が協力して取り組むことが必要であるため、1995年4月ベルリンで第1回気候変動枠組条約締約国会議が開催されました。第3回締約国会議である京都会議では、1990年度を基準とし、2008年から2012年の約束期間内に各国から排出される温室効果ガスの削減目標を達成することを内容に盛り込んだ「京都議定書」を採択し、本年は第一約束期間の初年度となります。

※注）環境ホルモン：生体の成長、生殖や行動に関するホルモンの作用を阻害する性質を持っている化学物質のこと。

～地球温暖化が与える影響～

IPCC(気候変動に関する政府間パネル※注)の第4次報告書によると、21世紀末における世界の気温上昇予測は、二酸化炭素排出量を最も少ないシナリオの場合で1.8℃、最も排出量が多いシナリオで4.0℃と見積もられています。(可能性が高い予測幅は1.1℃～6.4℃)

また、地球温暖化については単に気温の上昇にとどまらず、海面上昇による陸地の減少、感染症(マラリアなど)の増加、気候変動による農作物への被害などさまざまな影響が指摘されています。仮に海面が30cm上昇した場合、山口県では現在ある砂浜の約8割が失われ、1m上昇すると砂浜が完全に消失すると予測されています。つまり1mの海面上昇は、白砂青松と謳われる室積・虹ヶ浜海岸を有する本市にとっては両海岸の喪失を意味します。

※注) 気候変動に関する政府間パネル：人為的起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

(2) 光市における環境行政の変遷

①「光市の環境をよくする条例」の制定

本市では、人間性回復の理念にのっとり、自然を破壊と汚染から守り、市民が健康で文化的な生活を営むことができる都市環境の確保を目的に、「光市の環境をよくする条例」を昭和48年に制定し、昭和61年には第三次光市総合計画のベースとなる「光市快適環境整備計画(アメニティ・タウン計画)」を策定するなどして、環境行政を推進してきました。

②「光市の環境をよくする条例」の全部改正と「光市環境保全行動計画」の策定

これまでの産業型公害から生活型公害へ環境問題が変化し、本市の有位性である豊かな自然環境の破壊、ごみの散乱に伴う快適環境の悪化などにより、これまでとは違う視点に立った環境行政を行う必要が出てきました。このため、平成8年には「光市の環境をよくする条例」を全部改正するとともに、翌年には本計画の前身である「光市環境保全行動計画」を策定し、環境行政を推進してきましたが、平成16年10月に旧大和町と合併したことにより計画が失効したため、新たな計画の策定が必要となりました。

第1章 計画の基本的事項

③「自然敬愛都市宣言」と「光市環境基本条例」の制定

森・川・海の調和の取れた自然環境を守り育てるため、平成18年3月に「自然敬愛都市宣言」を行うとともに、これまでの公害を主体とした地域環境から温暖化等の地球環境へ、行政主導から市民等との協働へと、環境規模や社会情勢が大きく変化してきたことに合わせ、平成19年、合併により暫定施行となっていた「光市の環境をよくする条例」を廃止し、自然敬愛の理念を踏まえた「光市環境基本条例」を新たに制定しました。

④「光市環境基本計画」の策定

自然敬愛の精神と環境基本条例の理念に基づいた具体的施策を展開し、豊かな自然環境を後世まで引き継ぐために、光市の環境行政を推進する上での計画である「光市環境基本計画」の策定を行いました。

光市環境基本条例(抜粋)

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、自然の復元力に限界があることを認識し、自然と人との共生を目指して行わなければならない。

2 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に必要な不可欠であることを認識し、良好な環境を将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

3 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指して市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担と参加、協働のもと、自主的かつ積極的に行わなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることにかんがみ、事業活動、日常生活等のすべてにおいて、着実かつ積極的に推進されなければならない。

光市自然敬愛都市宣言
～美しく すばらしい自然を次世代へ～

わたくしたちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、市民や水鳥の憩いの場である島田川、また、原生樹林のある峨嵋山や神籠石のある石城山など、古来から先人たちが守り育ててきた水や緑の豊かな自然を有し、今日まで、はかりしれない多くの恵みを受け、健康で文化的な生活を築いてきました。しかし、現代社会がもたらした地球環境の悪化は、わたくしたちにとって、緑や生態系の破壊、異常気象など重大な問題を生じさせています。

わたくしたちは、こうした問題を深刻に受け止め、山や川、海の多様な生物の生態系保全とともに、自然と共生できる社会の実現に努める必要があります。そして、わたくしたち市民一人ひとりが光市の財産であるふるさとの豊かな自然環境を守り育て、次世代へ引き継がなくてはなりません。

美しい山・川・海を有するわたくしたち光市民は、その恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくり、ふるさとづくりを進めることを、ここに宣言します。

- 1 自然の偉大さ、やさしさ、きびしさを知り、自然に学びふれあい、豊かな心を育みます
- 2 美しい緑、清らかな水、さわやかな空気のもと、ふるさとのかけがえのない自然を創意と工夫をもって守ります
- 3 自然を敬愛する心を養い、はかりしれない自然の恵みに感謝します

平成 18 年 3 月 23 日

山口県光市

第1章 計画の基本的事項

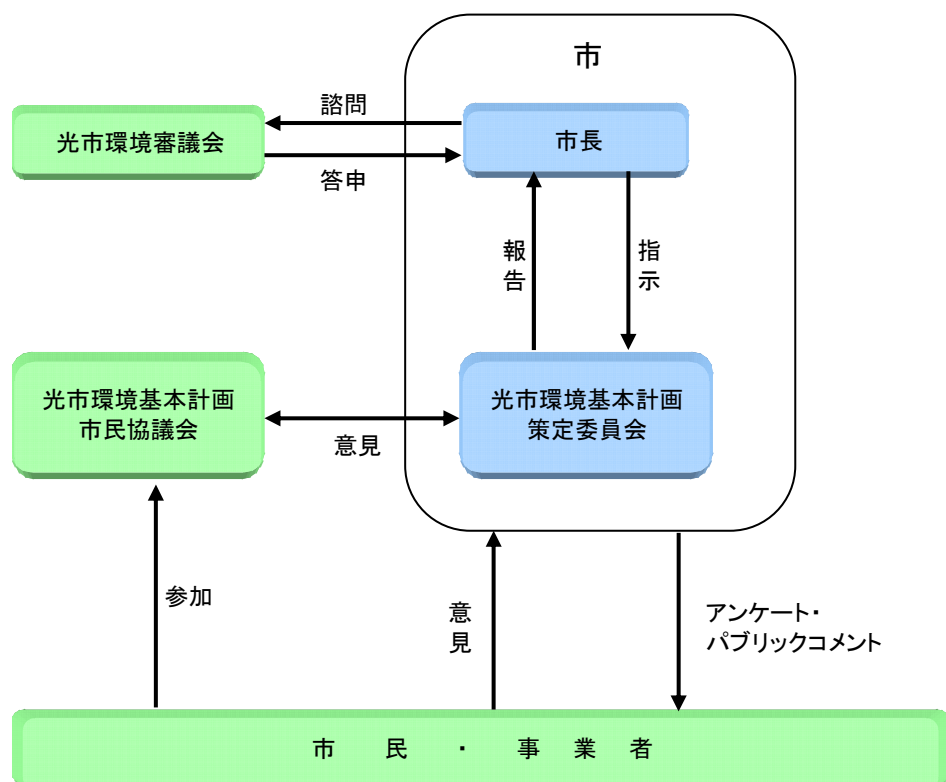
第2節 計画の策定体制

本計画の上位計画である光市総合計画では、『共創と協働で育む まちづくり』を基本理念として掲げています。この基本理念を踏まえ、「市民・事業者等との協働により策定した計画」とするため、本計画では、策定段階から市民及び事業者の方々に参画していただくことにより、共創・協働の推進を図ることとしました。

このため、光市環境審議会に対して計画策定に関する諮問を行ない、答申をいただくまでの間、庁内関係各課で構成する「光市環境基本計画策定委員会」、公募委員を含む市民、事業者の代表者で構成される「光市環境基本計画市民協議会」においてさまざまな意見、提言をいただきました。

また、市議会において提言をいただくとともに、市民アンケートやパブリックコメント※注等、市民協議会以外の市民の方々からもさまざまな形でご意見をいただきました。

策定体系図

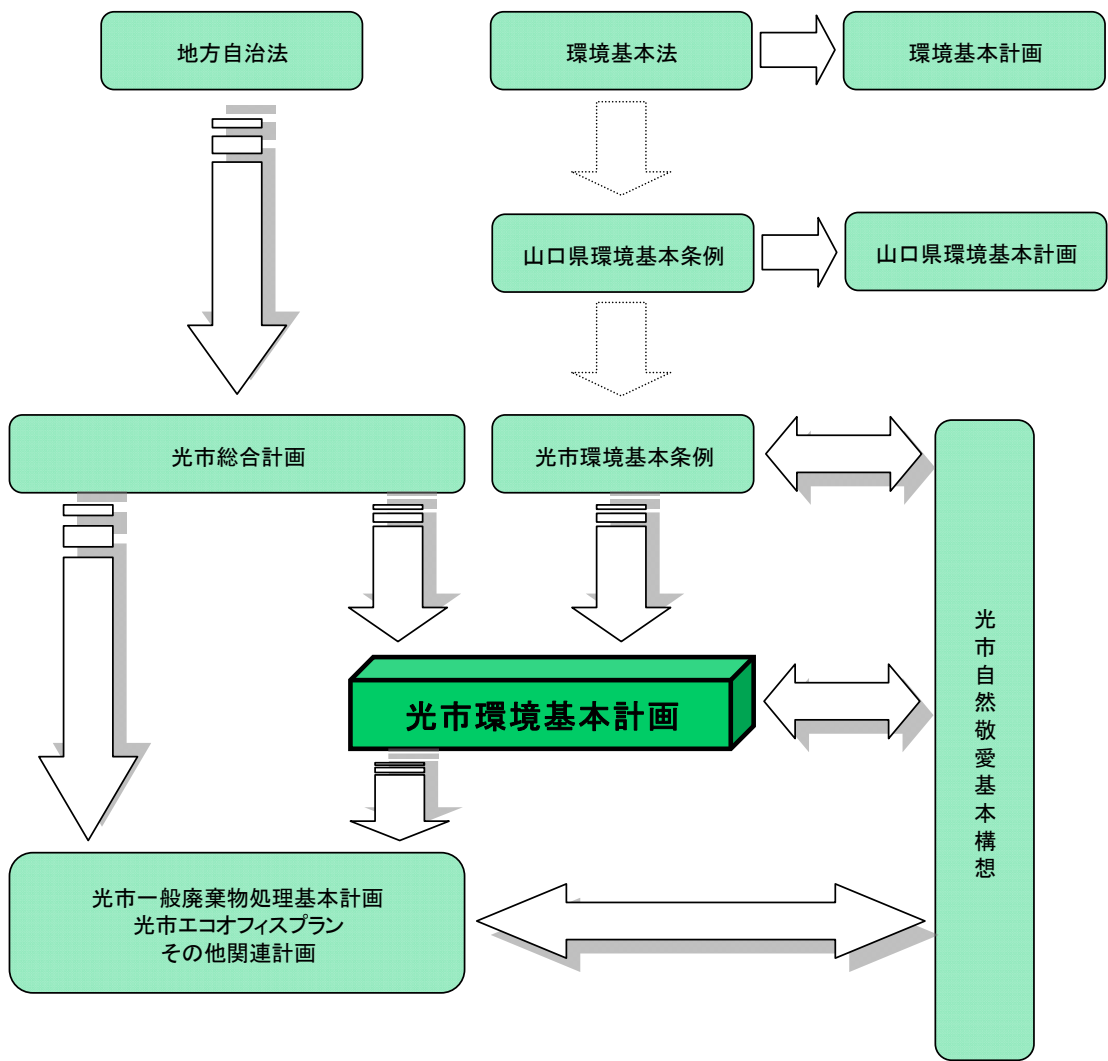


※注) パブリックコメント：行政などが政策立案にあたり、広く住民に計画等の素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。

第 3 節 計画の位置づけ

本計画は、光市環境基本条例第 8 条に基づき策定されるものであり、他の計画等との関係は、以下のとおりとなります。

計画の位置づけ



光市環境基本条例(抜粋)

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という)を策定しなければならない。

第1章 計画の基本的事項

第4節 計画の期間

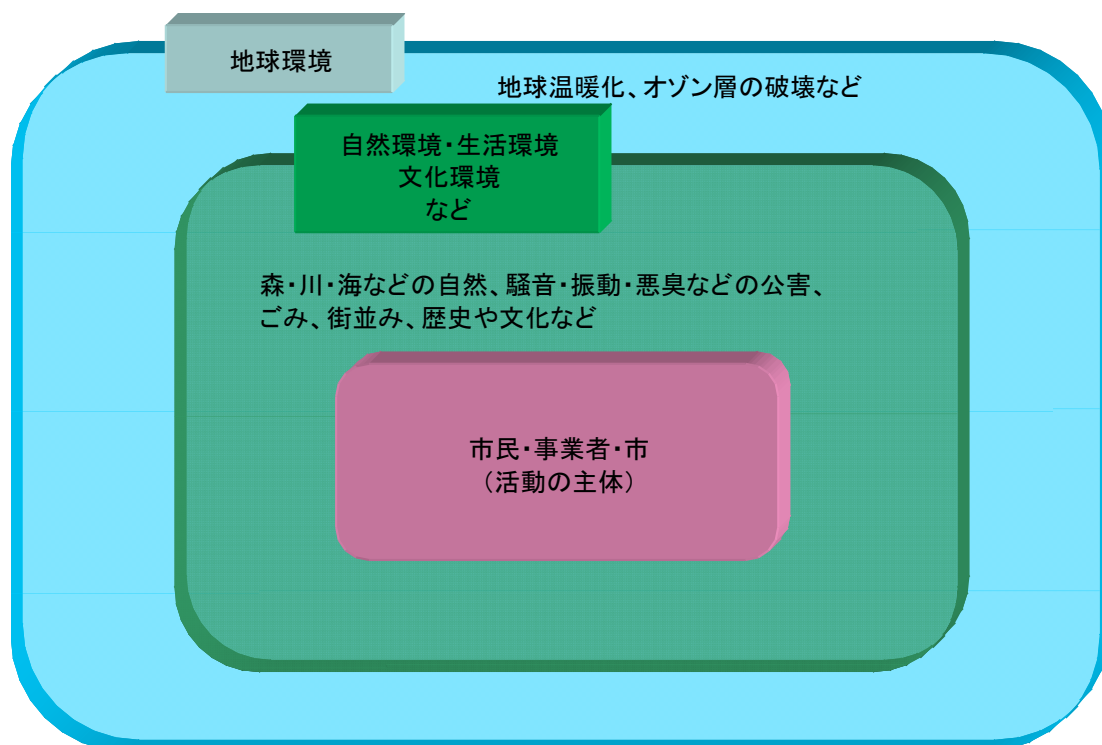
本計画は、平成20年度（2008年度）を初年度とし、平成24年度（2012年度）を目標年度とする5年計画です。

第5節 計画の対象となる主体及び範囲

本計画の対象となる主体は、市民・事業者・市です。市民にはNPO等市民団体、光市への通勤・通学者及び滞在者を含みます。

また、自然環境、生活環境、文化環境など、日常生活の環境から、地球規模の環境まで全ての範囲を対象とします。

イメージ図



第2章

光市における環境の現状

- 第1節 光市の環境の現状
- 第2節 市民アンケート結果

第2章 光市における環境の現状

第1節 光市の環境の現状

1 自然環境

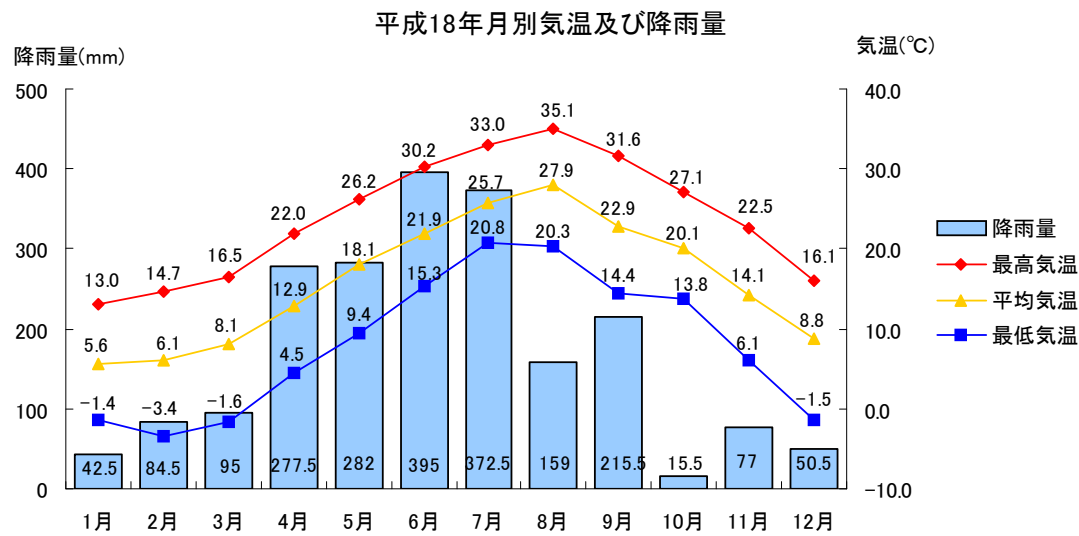
(1) 気象

本市は温暖な瀬戸内式気候に属し、平成18年中における年平均気温は16℃（最高気温35.1℃、最低気温-3.4℃）、年間降雨日数は120日、年間降雨量は2,066.5mm、月平均降雨量は172.2mmとなっています。

近年の気温及び降雨量

年次	気温(℃)			降雨日数	降雨量(mm)	
	最高	最低	平均		年間降雨量	月平均
平成13年	34	0	18.1	107日	1,411.5	117.6
平成14年	33	-3	15.9	100日	1,279.5	106.6
平成15年	33	-6	15.6	122日	1,635.5	136.3
平成16年	36	-5	16.7	109日	2,004.5	167.0
平成17年	34	-4	15.8	87日	1,481.5	123.5

(出典：消防年報)



(2) 動植物の生態

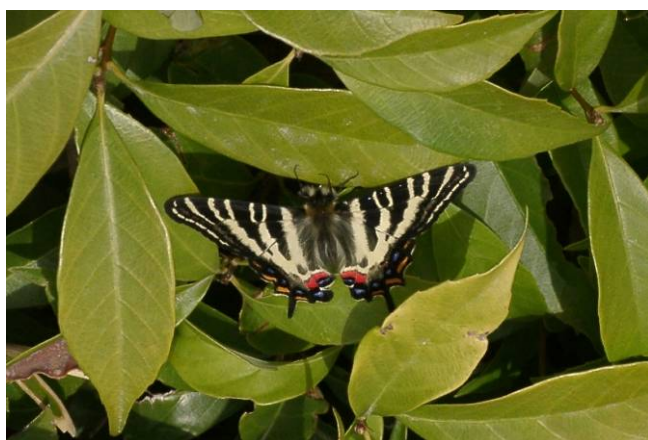
光市は森・川・海の自然環境に恵まれ、多種多様な動植物が生息しています。有人離島である牛島には、国の天然記念物であるカラスバトが生息するとともに、県指定天然記念物であるモクゲンジの群生地があります。また、希少種であるコナミキやヒトツバハギがあるなど、豊かな自然環境を残しています。

魚類においては、室積の杵崎海岸には県の天然記念物に指定されているクサフグの産卵地があり、毎年5月～7月には大群をなして産卵するクサフグの自然の営みが見受けられます。光市を貫流する母なる川、島田川ではドジョウ、アカザ、スナヤツメなどが、市東部を流れる田布施川ではドジョウやシマドジョウが生息していますが、以前に比べてその数は減少してきています。

また、市内北部地域を中心にギフチョウが生息するなど、豊かな自然環境はそこに生息する動植物にも恩恵を与えており、これら動植物を将来に向けて保全することが重要な課題となっています。



牛島のモクゲンジ群生地



ギフチョウ

第2章 光市における環境の現状

光市内における希少種一覧

〔鳥類〕

	種名	保護上の分類		種名	保護上の分類
1	カイツブリ	山口県準絶滅危惧	20	セイタカシギ	環境省Ⅱ類・山口県ⅠＢ類
2	ササゴイ	山口県準絶滅危惧	21	ウミネコ	山口県準絶滅危惧
3	チュウサギ	環境省準・山口県Ⅱ類	22	カラスバト	環境省準・山口県Ⅱ類
4	クロサギ	山口県準絶滅危惧	23	アオバズク	山口県準絶滅危惧
5	オシドリ	山口県準絶滅危惧	24	フクロウ	山口県準絶滅危惧
6	ヨシガモ	山口県準絶滅危惧	25	アマツバメ	山口県準絶滅危惧
7	ミサゴ	環境省・山口県準絶滅危惧	26	ヤマセミ	山口県準絶滅危惧
8	オオタカ	環境省準・山口県Ⅱ類	27	ヒバリ	山口県準絶滅危惧
9	ハイタカ	環境省・山口県準絶滅危惧	28	サンショウクイ	環境省Ⅱ類・山口県準
10	ノスリ	山口県準絶滅危惧	29	トラツグミ	山口県準絶滅危惧
11	サシバ	山口県絶滅危惧Ⅱ類	30	クロツグミ	山口県準絶滅危惧
12	ハヤブサ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類	31	オオヨシキリ	山口県準絶滅危惧
13	チョウゲンボウ	山口県準絶滅危惧	32	センダイムシクイ	山口県準絶滅危惧
14	ヒクイナ	環境省Ⅱ類・山口県準	33	オオルリ	山口県準絶滅危惧
15	オオバン	山口県準絶滅危惧	34	コサメビタキ	山口県準絶滅危惧
16	タマシギ	山口県準絶滅危惧	35	サンコウチョウ	山口県準絶滅危惧
17	シロチドリ	山口県絶滅危惧Ⅱ類	36	ツリスガラ	山口県準絶滅危惧
18	アカアシシギ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類	37	クロジ	山口県準絶滅危惧
19	ホウロクシギ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類			

(出典・写真：山本健次郎氏提供資料)



ミサゴ



サンコウチョウ

〔植物〕

	種名	保護上の分類		種名	保護上の分類
1	コナミキ	環境省Ⅱ類・山口県ⅠA類	9	イトスズメガヤ	山口県絶滅危惧Ⅱ類
2	マツバラシ	環境省準・山口県ⅠA類	10	アカウキクサ	山口県準絶滅危惧
3	ヒトツバハギ	山口県絶滅危惧ⅠB類	11	モクゲンジ	山口県準絶滅危惧
4	カカツガユ	山口県絶滅危惧Ⅱ類	12	ハマサジ	山口県準絶滅危惧
5	カンザブrouノキ	山口県絶滅危惧Ⅱ類	13	ウラギク	山口県準絶滅危惧
6	イヨカズラ	山口県絶滅危惧Ⅱ類	14	ヒメヤブラン	山口県準絶滅危惧
7	ルリミノキ	山口県絶滅危惧Ⅱ類	15	ミチシバ	山口県準絶滅危惧
8	ハチジョウナ	山口県絶滅危惧Ⅱ類			

(出典・写真：南敦氏提供資料)



コナミキ (左上は花)



ヒトツバハギ

〔魚類〕

	種名	保護上の分類		種名	保護上の分類
1	メダカ	環境省Ⅱ類・山口県ⅠB類	3	スナヤツメ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類
2	ドジョウ	山口県絶滅危惧ⅠB類	4	アカザ	環境省・山口県絶滅危惧Ⅱ類

(出典・写真：奥田賢吾氏提供資料)



ドジョウ



アカザ

第2章 光市における環境の現状

2 生活環境

(1) 大気

大気の測定は、県測定局が2局（光高等学校、浅江中学校）、市測定局が4局（虹ヶ丘公園、室積公民館、丸山団地、三島）の計6局で常時観測をしています。

測定項目 測定場所	設置主体	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物		オキシダント 光化学	気象	
				一酸化窒素	二酸化窒素		風向・風速 日射量	温度・湿度・
① 光 高 等 学 校	県	○	○	○	○	○	○	○
② 浅 江 中 学 校	県	○	○	○	○		○	
③ 虹ヶ丘公園	市	○	○	○	○	○	○	
④ 室 積 公 民 館	市	○	○				○	
⑤ 丸 山 団 地	市	○					○	
⑥ 三 島	市	○					○	

大気測定局一覧



環境基準※注1への適否（○：適、×：否）

測定局 物質名・年度		光高等学校	浅江中学校	虹ヶ丘公園	室積公民館	丸山団地	三島
二酸化硫黄 ※注2	H16	○	○	○	○	○	○
	H17	○	○	○	○	○	○
	H18	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状 物質※注3	H16	○	×	○	○		
	H17	○	×	○	○		
	H18	○	○	○	○		
窒素酸化物 ※注4	H16	○	○	○			
	H17	○	○	○			
	H18	○	○	○			

測定していない物質については、斜線としている。

（出典：山口県環境白書、光市の環境）

光化学オキシダント※注5情報の発令回数

年度	H16	H17	H18
回数	3回	3回	0回

（出典：山口県環境白書）

※注1）環境基準：環境基本法第16条に基づき、政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。

※注2）二酸化硫黄：腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などの燃焼時、製鉄、銅精錬工程などから排出される。

※注3）浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している粒径10μm（0.01mm）以下の物質。工場からのばい煙、自動車排出ガスなどから発生する他、火山や森林火災など自然界由来のものもある。

※注4）窒素酸化物：窒素の酸化物の総称であり、通称NOx（ノックス）という。工場の煙や自動車の排気ガスなどから発生。

※注5）光化学オキシダント：工場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが紫外線を受けることで化学反応を起こし、酸化性物質に変質すること。目や呼吸器などの粘膜を刺激し、健康を害することがある。

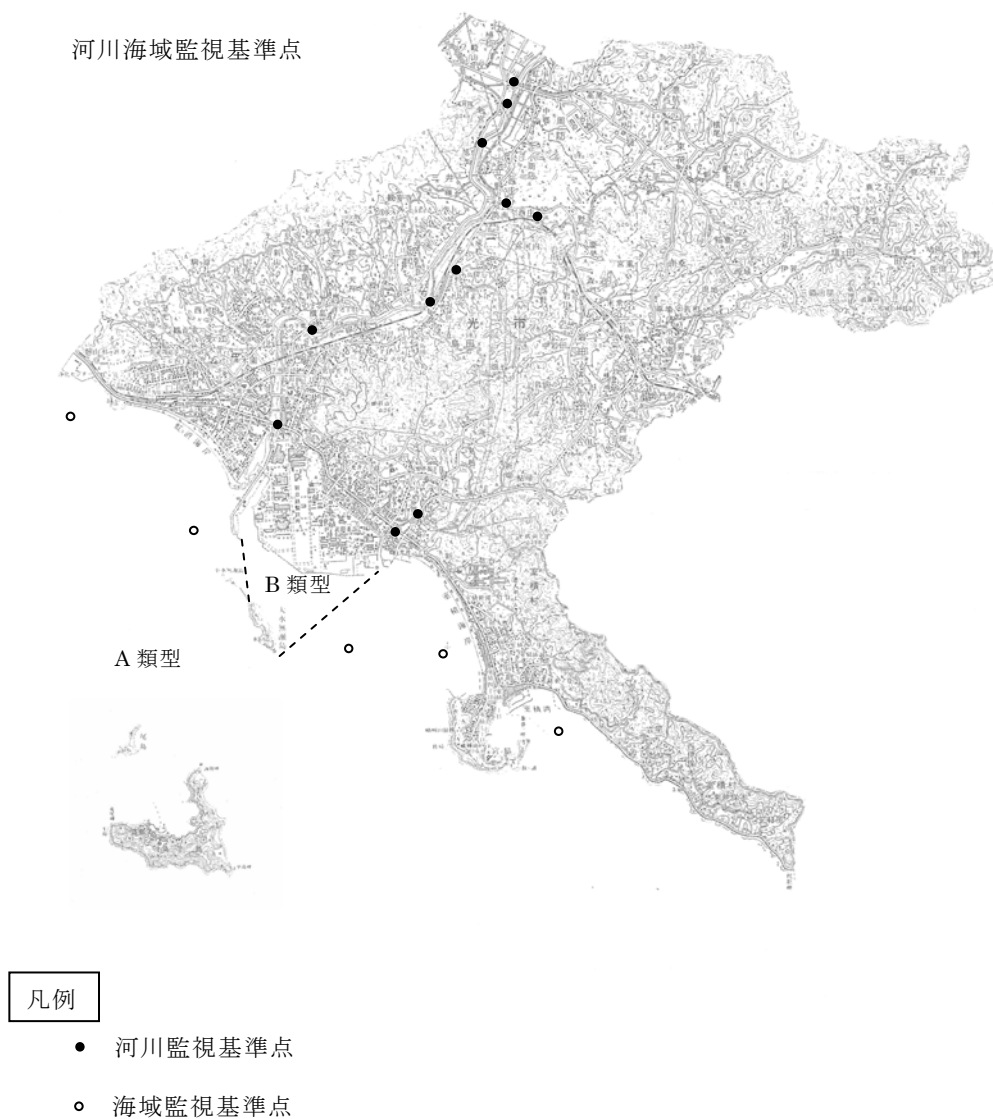
第2章 光市における環境の現状

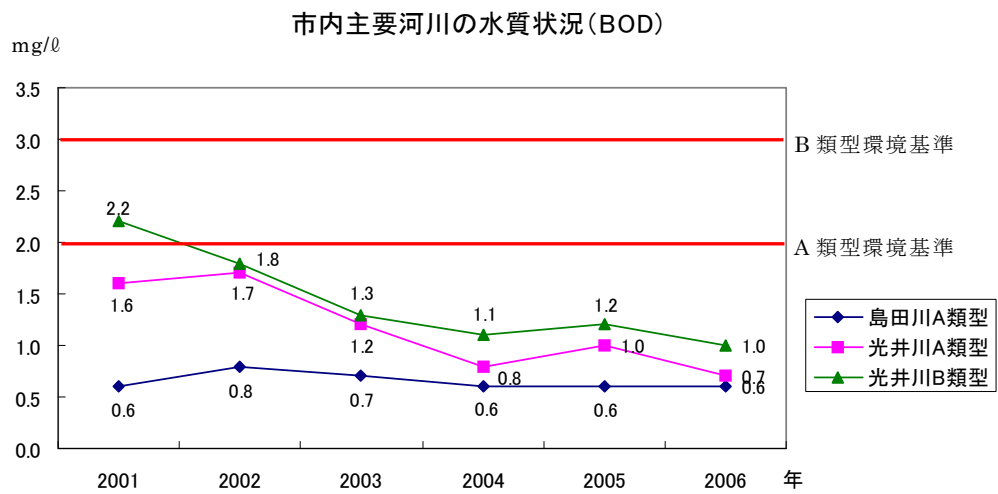
(2) 水質

市域の水質環境保全のため、河川 11 箇所（島田川水系 9 箇所、光井川 2 箇所）、海域 5 箇所で測定を行っています。そのうち、島田川水系が 2 箇所、光井川では B 類型 1 箇所、海域では A 類型 1 箇所が県の測定点と同一です。

水質の状況は、河川においては、大腸菌群数については環境基準を上回っていますが、その他の項目はほぼ基準を満たしています。また、海域においては、大腸菌が基準を満たしていましたが、COD、全窒素、全りんについては基準を上回ることもありました。

河川海域監視基準点





(出典：山口県環境白書)

※注) BOD：生物化学的酸素要求量のこと。河川の水の中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機性酸化物とガス状とに分解し、安定化されるときに必要なとされる酸素量のこと、単位は mg/ℓ で表される。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを意味する。

(河川：抜粋)

	利用目的	BOD 基準	該当水域
A類型	水道2級	2mg/ℓ以下	島田川水系全域 光井川水系上流
	水産1級		
	水浴		
B類型	水道3級 水産2級	3mg/ℓ以下	光井川水系下流

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

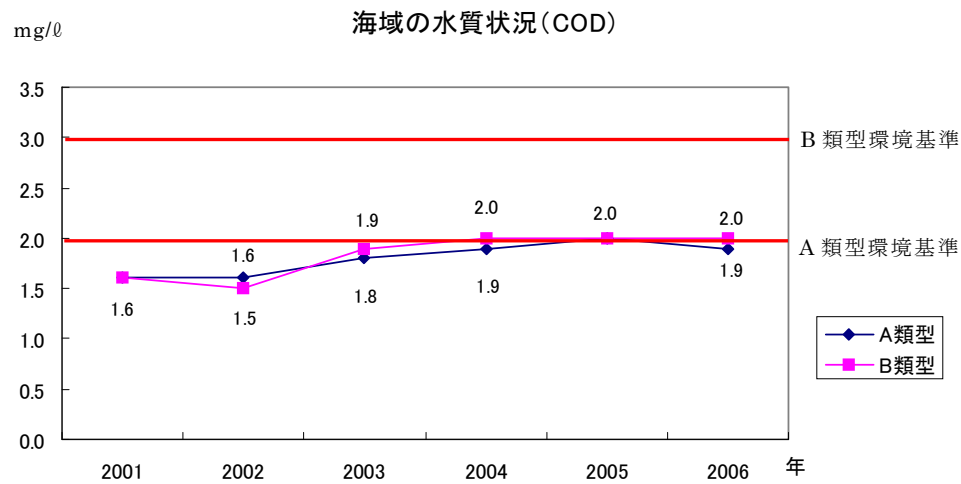
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β －中腐水性水域の水産生物用

第2章 光市における環境の現状



(出典：山口県環境白書)

※注) COD：化学的酸素要求量のこと。水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で酸化するとき、消費される酸素量を mg/ℓで表す。環境基準では、海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。

(海域：抜粋)

	利用目的	COD 基準	該当水域
A 類型	水産 1 級 水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	2mg/ℓ 以下	新日鐵・武田沖を 除く全域
B 類型	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げ るもの	3mg/ℓ 以下	新日鐵・武田沖
C 類型	環境保全	8mg/ℓ 以下	—

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において、不快感を生じない限度

(3) 騒音・振動・悪臭

騒音・振動・悪臭は、産業活動や日常生活に起因して発生しますが、普段、生活する上で許容できる範囲を超えた場合、苦情として申し立てされます。過去3年における苦情の発生件数は、以下のとおりです。騒音に関する苦情件数はほぼ横ばいですが、悪臭に関する苦情が年々増加しています。

(苦情処理件数)

	騒音	振動	悪臭
平成16年度	8件	0件	7件
平成17年度	4件	0件	10件
平成18年度	5件	0件	24件

(出典：光市の環境)

第2章 光市における環境の現状

3 文化環境

(1) 歴史・文化

現在、光市には国指定文化財が4、県指定文化財が7、市指定文化財が21、国登録有形文化財が1存在し、豊かな自然環境とともに、有形・無形のさまざまな歴史的・文化的遺産があります。

神籠石（こうごいし）は、九州北部から瀬戸内沿岸にかけて分布し、このうち9か所が国の文化財として史跡に指定されています。

その築造の経緯が不明であるなど謎が多く、市では平成19年2月と10月に国指定史跡の神籠石が存在する自治体に呼びかけて「第1回・第2回 神籠石サミット」を開催し、その保存と活用を検討するとともに、文化財保護意識の高揚、普及・啓発の推進に取り組んでいます。



石城山神籠石



石城神社本殿

光市における指定文化財等一覧表

文化財名	指定	指定年月日	場所
石城神社本殿	国指定重要文化財	明治 40 年 5 月 27 日	塩田
銅鐘	国指定重要文化財	昭和 14 年 10 月 25 日	三井
石城山神籠石	国指定史跡	昭和 10 年 6 月 7 日	塩田
峨嵋山樹林	国指定天然記念物	昭和 7 年 4 月 25 日	室積
旧伊藤博文邸 付 棟札	県指定有形文化財建築物	平成 5 年 1 月 12 日	束荷
木造阿弥陀如来坐像	県指定有形文化財彫刻	昭和 57 年 4 月 16 日	束荷
金工保持者 山本 晃	県指定無形文化財工芸技術	平成 14 年 3 月 26 日	光井
島田人形浄瑠璃芝居	県指定無形民俗文化財	昭和 51 年 3 月 16 日	島田
普賢寺庭園	県指定名勝	平成 6 年 5 月 2 日	室積
光のクサフグ産卵地	県指定天然記念物	昭和 44 年 2 月 4 日	室積
牛島のモクゲンジ群生地	県指定天然記念物	平成 10 年 4 月 14 日	室積
島田三尊種子板碑	市指定有形文化財建造物	昭和 51 年 7 月 14 日	中島田
清水宗治主従の供養塔	市指定有形文化財建造物	昭和 58 年 7 月 26 日	浅江
木造十一面観世音菩薩立像	市指定有形文化財彫刻	昭和 59 年 12 月 7 日	束荷
木造薬師如来坐像	市指定有形文化財彫刻	平成 4 年 2 月 26 日	三輪
木造阿弥陀如来坐像	市指定有形文化財彫刻	平成 4 年 2 月 26 日	三輪
銅造虚空蔵菩薩立像・銅造厨子	市指定有形文化財彫刻	平成 10 年 7 月 9 日	束荷
八海観音堂の鰐口	市指定有形文化財工芸品	昭和 51 年 7 月 14 日	光井
銅造梵鐘	市指定有形文化財工芸品	昭和 57 年 4 月 22 日	塩田
金銅十一面観世音菩薩坐像懸仏	市指定有形文化財工芸品	昭和 58 年 7 月 26 日	光井
光井八海の鰐口	市指定有形文化財工芸品	平成 3 年 3 月 20 日	光井
紙本墨書大般若波羅蜜多經及び櫃箱	市指定有形文化財典籍	平成 10 年 5 月 28 日	光井
新屋河内賀茂神社頭番文書	市指定有形文化財古文書	平成 12 年 10 月 27 日	浅江
冠天満宮棟札	市指定有形文化財歴史資料	昭和 62 年 4 月 16 日	光井
早長八幡宮祭礼の山車と踊山	市指定有形民俗文化財	昭和 56 年 12 月 21 日	室積
宗通寺の石風呂	市指定有形民俗文化財	昭和 59 年 12 月 7 日	塩田
周防猿まわし	市指定無形民俗文化財	平成 16 年 9 月 3 日	浅江
室積台場	市指定史跡	昭和 51 年 7 月 14 日	室積
向山文庫跡	市指定史跡	昭和 51 年 7 月 14 日	立野
岩屋古墳	市指定史跡	昭和 62 年 4 月 16 日	室積
阿曾沼氏墓所	市指定史跡	平成 18 年 1 月 25 日	塩田
森様社叢	市指定天然記念物	昭和 58 年 7 月 26 日	室積
光ふるさと郷土館別館磯部家住宅	国登録有形文化財建造物	平成 11 年 10 月 14 日	室積

(文化振興課資料)

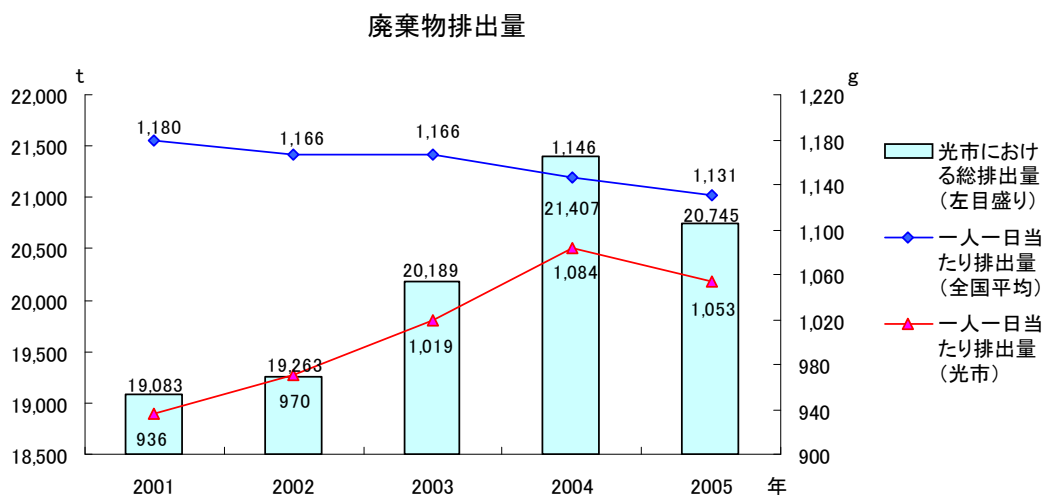
第2章 光市における環境の現状

4 地球環境

(1) 廃棄物

光市内で排出される廃棄物は、可燃ごみを周南地区衛生施設組合（構成：光市、下松市、周南市）が運営する恋路クリーンセンターで焼却処分し、不燃ごみは周南東部環境施設組合（構成：光市、下松市）が運営するリサイクルセンター「えこぱーく」で中間処理※注を行い、再生処理業者により資源化をし、残りを埋立処分しています。また、古紙類や古布類は、民間の再生ルートで資源化しています。

廃棄物の総排出量は増加傾向にあります。（2004年は台風が2度襲来したことにより、廃棄物排出量が一時的に増加）また、市民一人あたりの一日の排出量も、全国平均より下回ってはいるものの、増加傾向にあります。



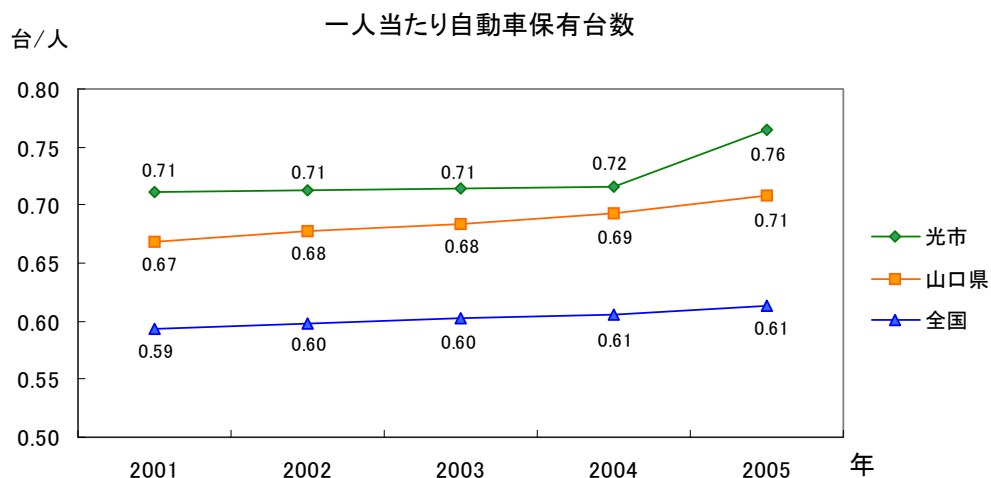
（環境事業課資料）

※注）中間処理：廃棄物が最終処分（埋立等）に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化、減容化処理のこと。リサイクルセンターでは、選別、破碎、圧縮、梱包を行う。

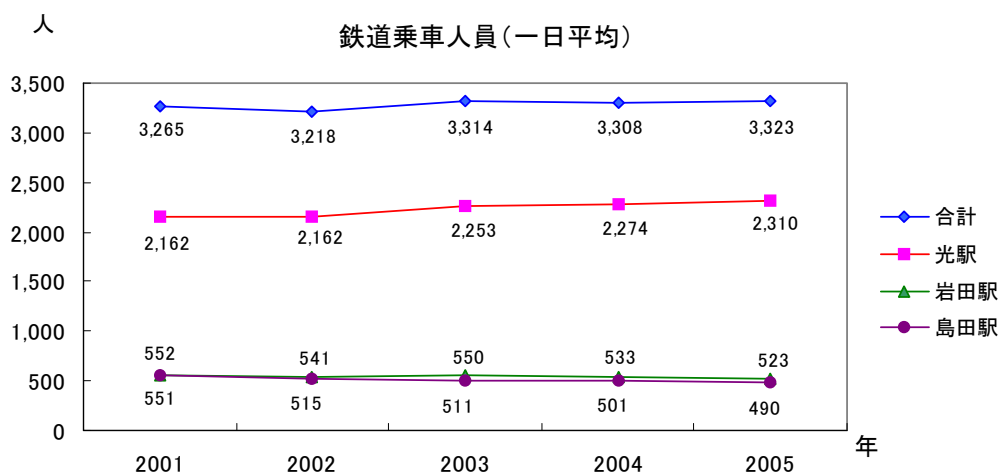
(2) 交通

大都市に比べ、公共交通機関が充実していない地方都市では、一人当たりの自動車保有台数が高くなる傾向があります。光市でも、全国平均に比べ保有台数が高くなっており、その割合は少しずつですが上昇しています。

一方、鉄道乗車人員はほぼ横ばいで推移しており、自動車が市民の主な移動手段であることが分かります。



((財)自動車検査登録協会の、光市統計資料)



(光市統計資料)

第2章 光市における環境の現状

第2節 市民アンケート結果（抜粋）

光市の環境に関する市民の満足度、重要度を把握し、環境基本計画策定の基礎資料とするため、平成19年7月に18歳以上の市民を対象とした「光市環境基本計画策定に関する市民アンケート」を実施しました。

配布数	有効配布数(A)	回収数(B)	回収率(B/A)
1,000	996	430	43.17%

1 アンケート結果の概要

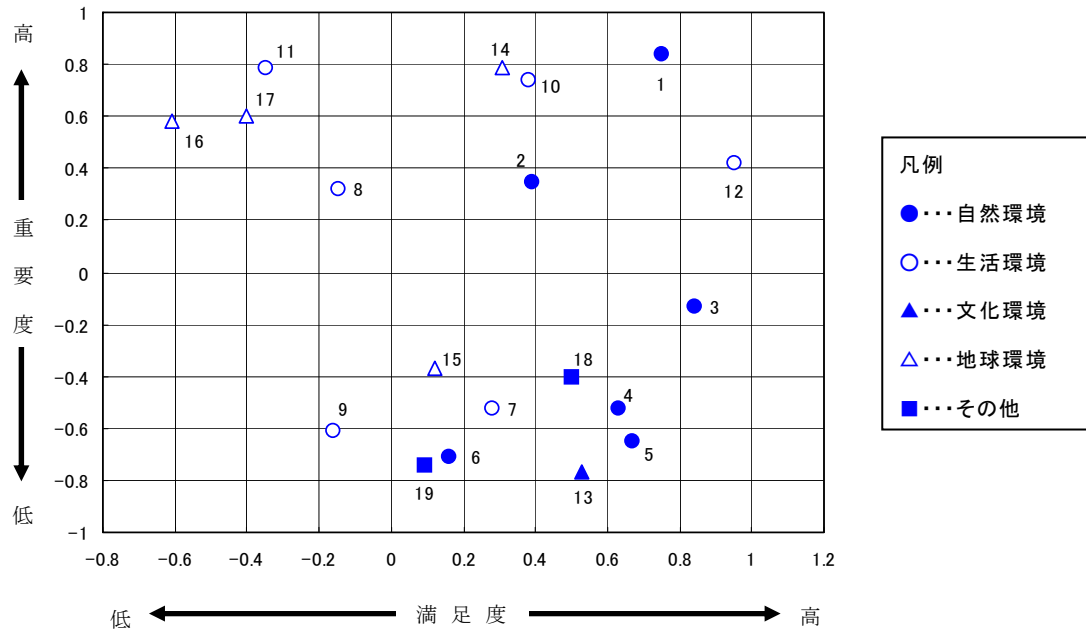
（1）満足度・重要度

満足度では、「室積・虹ヶ浜海岸の美しさ」、「山や森林などの自然の緑の美しさ」、「鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさ」、「自然との機会の多さ」などといった自然環境に関する項目と、「水道水のおいしさ」、「神籠石など歴史・文化遺産の保存と活用」の項目の数値が高い結果となりました。

一方、重要度においては、「室積・虹ヶ浜海岸の美しさ」、「生活環境の快適さ」、「まちの清潔さ」、「自然回収・リサイクルの状況」、「省エネルギーなど温暖化対策の状況」が上位5項目となりました。

満足度と重要度の相関図を示すと、次ページのとおりのようになります。

満足度・重要度の相関図



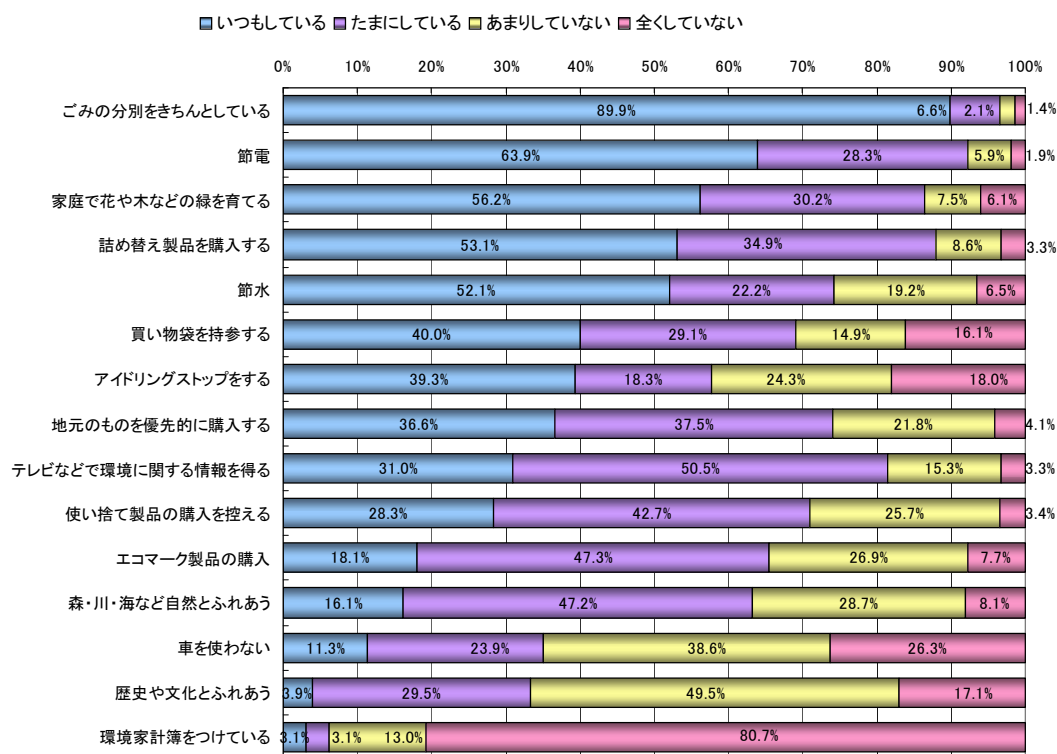
分野	項目	分野	項目
自然 ●	1.室積・虹ヶ浜海岸の美しさ	文化 ▲	13.神籠石など歴史・文化遺産の保存と活用
	2.川の水のきれいさ	地球 △	14.資源回収・リサイクルの状況
	3.山や森林などの自然の緑の美しさ		15.地産地消の状況
	4.鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさ		16.公共交通機関の利用のしやすさ
	5.自然とのふれあいの機会の多さ	その他 ■	17.省エネルギーの推進など温暖化対策の状況
	6.整備された田畑の状況		18.環境保全市民活動の活発さ
生活 ○	7.街路樹などのまちの緑		19.情報入手のしやすさ
	8.公園などの憩いの空間		
	9.街並みの美しさ		
	10.生活環境の快適さ		
	11.まちの清潔さ		
	12.水道水のおいしさ		

第2章 光市における環境の現状

(2) 個人や家庭で取り組んでいること

「ごみの分別」、「節電」の2項目は「いつもしている」、「たまにしている」を合すると90%以上の人が取り組んでいます。また、「家庭で花や木などの緑を育てる」、「詰め替え製品を購入する」、「テレビなどで環境に関する情報を得る」人も80%を超えるなど、身近なことから取り組んでいる人が多く、市民の環境に対する関心の高さが伺えます。

個人や家庭で取り組んでいること



※注) アイドリングストップ：自動車やバイクなどのエンジンを停車中に止めることで、燃料使用量の削減を図ること。

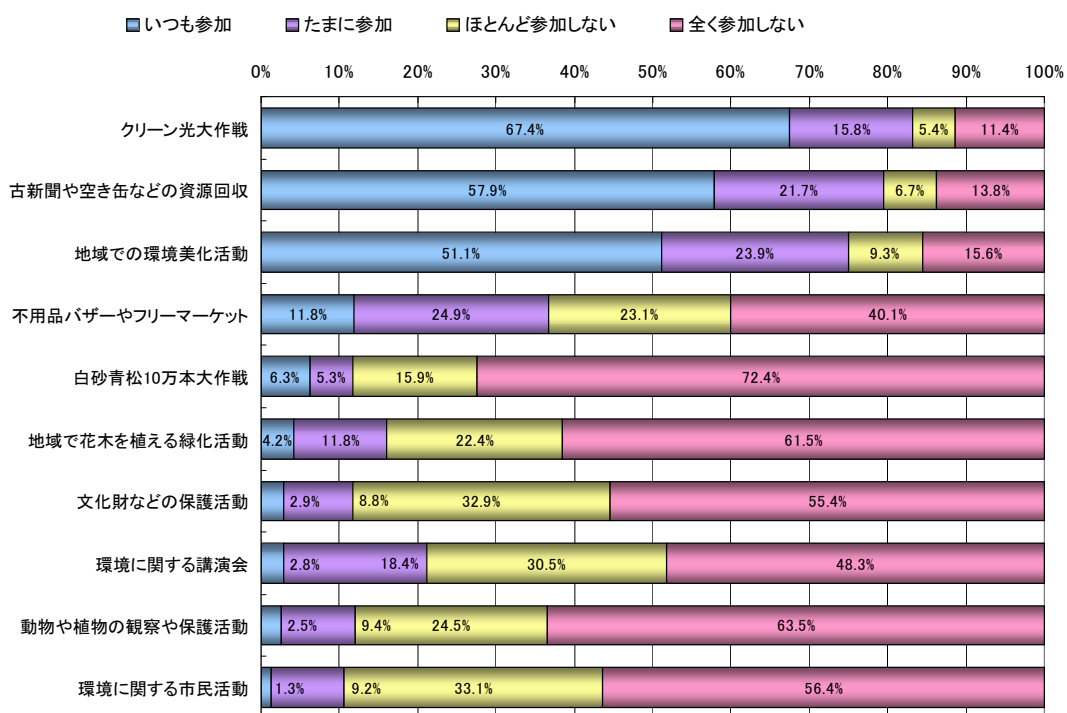
※注) エコマーク製品：生産から廃棄までの全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた製品。

※注) 環境家計簿：毎日の生活の中で使用する電気や水道、ガス、ガソリンなどを家計簿のように記録し、どれだけ二酸化炭素を排出しているか計算するもの。市ホームページにも掲載している。

(3) 地域や団体での活動

地域や団体で行う環境保全活動では、毎年初夏に実施し、市民全体で取り組んでいる「クリーン光大作戦」や、「地域での環境美化活動」、「古新聞や空き缶などの資源回収」の3項目が「いつも参加している」、「たまに参加している」を合せて75%を超えています。しかしながら、その他の項目についてはいずれも参加している人の割合が40%を下回っており、参加率の向上が課題となっています。

地域や団体での活動



第3章

目指すべき環境像と 基本方針

- 第1節 目指すべき環境像と施策の体系
- 第2節 基本方針

第3章 目指すべき環境像と基本方針

第1節 目指すべき環境像と施策の体系

本計画において目指す光市の環境像を次のとおり定め、上位計画である光市総合計画が掲げる都市の将来像「人と自然がきらめく 生活創造都市」を実現するために、環境施策を構築し、その役割を果たします。

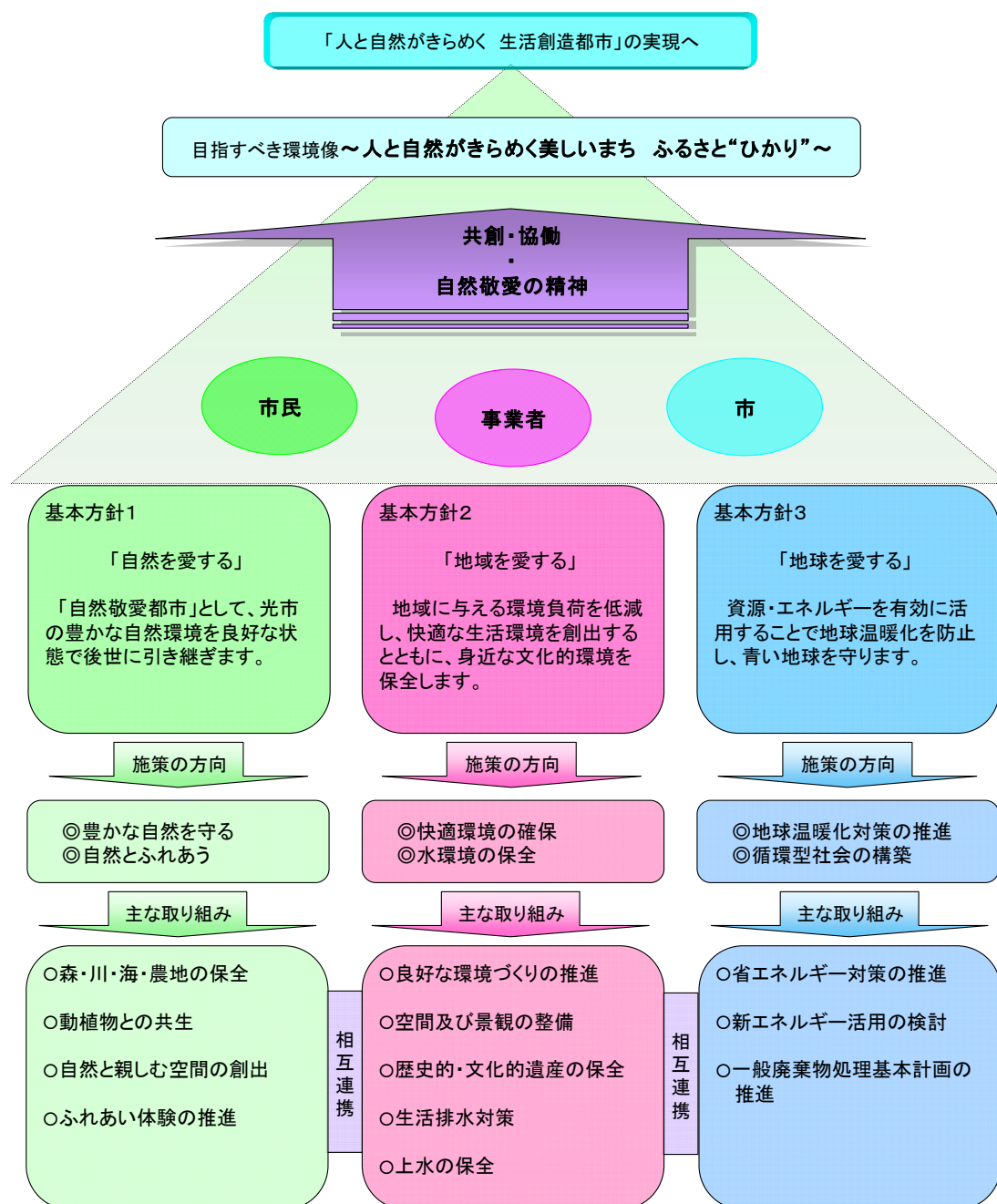
目指すべき環境像

人と自然がきらめく美しいまち ふるさと“ひかり”

この環境像は、健全で豊かな環境の中で、一人ひとりが幸せを実感できる社会のことを表します。物質面の豊かさだけでなく、心の豊かさ、安心、健やか、快適な暮らしと、歴史と誇りある文化、地域社会の絆などが実感でき、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちづくりを目指すものです。このため、環境基本条例の基本理念と自然敬愛の精神を基本とし、事業の実施においては、総合計画におけるまちづくりの基本理念である「共創と協働で育む まちづくり」を踏まえ、市民・事業者と協働して推進します。



計画の体系図



第3章 目指すべき環境像と基本方針

第2節 基本方針

○自然を愛する

本市は、瀬戸内海国立公園の一部を形成する白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、峨嵋山樹林をはじめ、県立自然公園に指定されている石城山、母なる川である島田川など、森・川・海の豊かな自然環境に恵まれたまちです。

わたしたちは、古から受け継いだ自然から、うるおいやすらぎなどの恩恵を日々受け、生活しています。この自然は、現在を生きるわたしたちだけのものではなく、未来に引継ぐべきものであり、わたしたちにはその責務があります。このため、自然の恵みに感謝し、自然を愛するという自然敬愛の精神をもって、光市の自然を守り育てます。



室積海岸



島田川

○地域を愛する

わたしたちが住んでいる地域の環境は、日常の生活と密着な関係があり、快適な生活を送るためにはとても重要です。美しいまちかどや整備された緑地、公園などはわたしたちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれますが、騒音や振動、悪臭といった公害は逆に不快感を与えます。地域の生活環境の向上は、光市全体の生活環境の向上につながります。このため、地域を愛する心をもって、地域の環境美化に努めます。



緑花ボランティア



海商通り

第3章 目指すべき環境像と基本方針

○地球を愛する

わたしたちは、電気や水道、ガスなどの生活基盤の整備や車社会の発達、使い捨て製品の普及などにより、便利で快適な生活を送ることができています。しかしながら、この便利で快適な生活は、莫大な資源とエネルギーを消費する上に成り立っており、そしてそれは地球に対して多大なる負荷を与えています。地球は、人類だけでなくさまざまな生命体が存在する惑星であり、地球の環境を損なうことは、地球に暮らす命をも損なうことにつながります。母なる惑星である地球を守るため、限りある資源を有効活用するとともに、省エネルギーに取り組み、地球に与える負荷の低減に努めます。



ぐるりんバス



地球温暖化防止活動

第4章

基本方針ごとの 施策の方向

第1節 自然を愛する

第2節 地域を愛する

第3節 地球を愛する

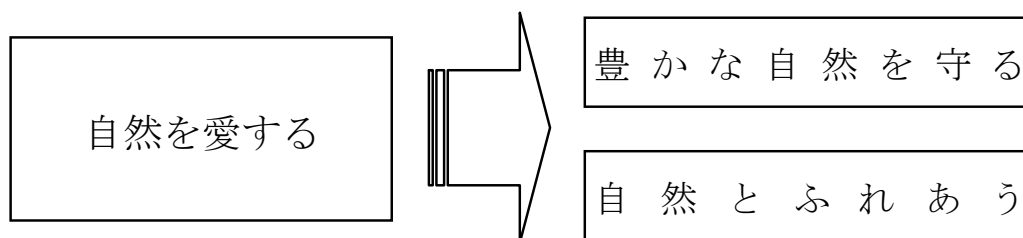
第4章 基本方針ごとの施策の方向

第1節 自然を愛する〔自然環境分野〕

◇現状と課題

森・川・海の調和のとれた自然環境は本市の有位性であり、この豊かな自然を後世に引き継ぐとともに、自然からの恩恵に感謝し、市民全体で自然保護に努めるため、平成18年に自然敬愛都市宣言を行い、自然敬愛の推進に努めてきました。しかしながら、台風など自然環境の変化による松枯れや室積海岸の砂の移動、外来種※注の増加に伴う在来種の減少、生態系の保全や地下水涵養など多様な機能を有する農地の遊休化など、さまざまな問題、課題を抱えているのが現状です。また、豊かな自然環境が身近にあるにも関わらず、アンケート結果においては、いつも自然とふれあっている人の割合が16%程度にとどまっており、自然と人間とのふれあいが課題となっています。

○施策の方向性



※）外来種：外来生物法の定義では、もともとはその地域にいなかったものの、人間の活動によって外国から入ってきた生物のこと。渡り鳥など、自然の力で移動してくるものは含まない。



海岸松林

1 豊かな自然を守る

(1) 森・川・海・農地の保全

◆主な取り組み

①森林の適正な管理及び保全

森林には、水源涵養※注、土砂流出防止、二酸化炭素吸収源など、様々な機能があるとともに、動植物の生息地でもあります。竹林の拡大や放置された人工林などにより森林が荒れると、動物は生息地を失い田畑を荒らすなど、人間にとっての被害も出るようになります。このため、山林所有者や森林組合と共に計画的に造林、保育することで、森林の持つ多面的機能の保全と発揮を促進します。

②川の保全

川は、私たちの生活に必要な不可欠な上水や農業用水の供給源であるとともに、さまざまな生物が生息する場所でもあります。このため、これら生物の生態系に配慮した川づくりを目指します。

③海岸保全の推進

本市が全国に誇る海岸松林の保全対策の強化により美しい松林を保全し、後世に引き継ぐように努めます。また、室積海岸は砂の移動により砂浜が侵食されており、対策が急務となっているため、砂浜を保全し、自然と調和した海岸とするための整備を行います。

④農地の保全

農地は、農作物生産機能以外に生態系の維持や大気の実全、水の循環機能の一部を形成するなど、さまざまな役割を担っており、これらの機能を維持するためには、健全な農業が営まれる必要があります。このため、地元での生産・消費を促し、農業を振興することで、農地及び農地の持つ機能の維持に努めます。

※注) 水源涵養：森林が持つ、貯水、治水といったダムのような働きや、天然のろ過機能による水質の浄化などの機能のこと。

第4章 基本方針ごとの施策の方向

(2) 動植物との共生

◆主な取り組み

①希少種の保護

牛島には、県指定天然記念物であるモクゲンジの群生地や、国指定天然記念物であり、準絶滅危惧種に指定されているカラスバトの生息地があります。これらの貴重な動植物の保護、育成するため、それらの現状を把握し、今後の保護対策に取り組めます。

②生態系との調和

自然の生態系は、さまざまな動物や植物の微妙なバランスの上に成り立っています。森林や耕地の荒廃、河川、海域の水質汚濁や外来種の侵入などは、本来の生態系のバランスを崩すことになります。このため、調査、研究により、生態系のバランスを保つ施策の実施に努めます。

【具体的な施策・事業例】

施策・事業名	担当
森林の適正な管理・保全	水産林業課
森林・農地の保全	農業耕地課・関係各課
松林の保全対策の強化	水産林業課
保安林の整備	水産林業課
林業生産基盤の整備	水産林業課
特用林産物の消費拡大のための生産活動の実施	水産林業課
松原海岸保全施設整備	水産林業課
農地・水・環境保全対策	農業耕地課
地産地消型産地育成	農業耕地課
地産地消ホームページ開設	農業耕地課
地産地消に関する啓発活動	農業耕地課・関係各課
魚食普及活動・地産地消の推進	水産林業課
自然環境保全地域等の指定	都市整備課
ひかり名木百選の選定	都市整備課
多自然型水辺空間の整備	土木課
森・滝・渚 100 選の選奨団体との連携の強化	環境政策課
環境マップの作成	環境政策課・関係各課

2 自然とふれあう

(1) 自然と親しむ空間の創出

◆主な取り組み

①里地里山の保全

原生的自然と都市との中間に存在する里地里山は、動植物の宝庫であり、自然とふれあえる大切な場所です。里地里山を保全、整備し、自然とふれあう空間の確保と機会の創出に努めます。

②ふれあい空間の整備と活用

瀬戸内海国立公園の範囲に含まれている室積・虹ヶ浜海岸及び峨嵋山樹林や、石城山県立自然公園の一部であり伊藤公記念館に隣接した伊藤公の森を、自然とのふれあいの場、市民の憩いの場として整備するとともに、観光・交流資源としても活用するよう努めます。

③冠山総合公園の活用

四季折々を通じて花木を楽しむことができ、オートキャンプ場も整備されている冠山総合公園は、自然と身近にふれあえる都市公園※注です。環境学習の場としても利用されている同公園を活用し、自然とのふれあいの機会の向上に努めます。

(2) ふれあい体験の推進

◆主な取り組み

①環境・健康・ふれあいの推進

本市が有する森林や滝、海浜が作り出す空気や香り、音などは、私たちの生活にやすらぎやうるおいをもたらしてくれます。このため、これらの空間に触れる機会の創出に努めます。

※注）都市公園：都市公園法の定義に基づく公園。住宅からの利用可能距離や広さなどで分類される。冠山総合公園は休息・鑑賞・散歩等総合的な利用に供することを目的とした都市公園である。

第4章 基本方針ごとの施策の方向

【具体的な施策・事業例】

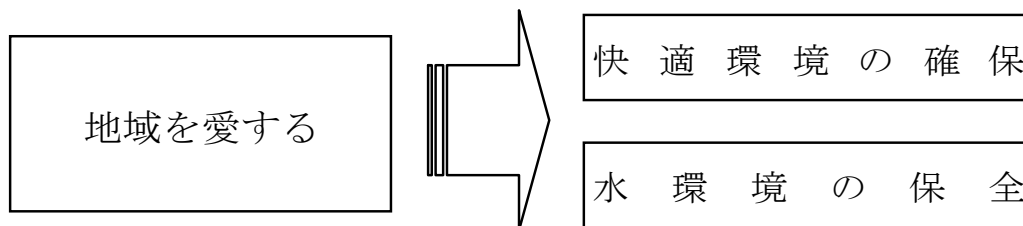
施策・事業名	担当
里山再生プロジェクトの推進	水産林業課
潮音寺山や門蔵山などの里山の再生と活用	水産林業課・関係各課
河川再生プロジェクトの推進	水産林業課・環境政策課
どんぐりランドの整備	水産林業課
伊藤公の森周辺整備	水産林業課
市民の森自然観察林の整備	水産林業課
石城山県立自然公園の保全	水産林業課・関係各課
冠山総合公園等の整備充実	都市整備課
環境・健康ウォーキングの開催	健康増進課・関係各課
グリーン・ツーリズムの推進	農業耕地課
ブルー・ツーリズムの推進	水産林業課
森林浴・飛沫浴・海浜浴の推進	環境政策課
周防の森ロッジと周辺野外活動エリアの活用	生涯学習課
森林空間の観光・交流資源としての活用の検討	水産林業課

第2節 地域を愛する〔生活環境分野〕

◇現状と課題

わたしたちが快適な日常生活を送るためには、身近な生活環境が良好であることが重要です。個人や団体などで地域の清掃に取り組むなど、市民レベルでの環境美化活動も行われていますが、一方では野焼きや犬のフンなどによる苦情や、ごみの不法投棄などがなくなるのが現状です。市民アンケートにおいても、生活環境向上に対する要望が強い反面、現状での満足度は決して高いとは言えない状況となっています。また、地域に存在する文化財等に対する関心も高いとは言えず、わたしたちが住む地域に対する愛着を深めることが課題となっています。

○施策の方向性



クリーン光大作戦



第4章 基本方針ごとの施策の方向

1 快適環境の確保

(1) 良好な環境づくりの推進

◆主な取り組み

①大気・水質の監視

大気・水質の測定を継続して実施し、環境基準への適合を保ちます。

②環境美化意識の向上

地域の環境美化を推進するために従前の指導・監視体制を継続するとともに、モラル向上のための啓発活動により、一人ひとりの環境美化意識を向上させることで、野焼きやペットのフンの放置、ごみのポイ捨てなどを抑制するよう努めます。

③環境美化活動の推進

市内において環境美化活動を行なっている個人や団体などの取り組みを支援することで、活動の輪が広がるよう努めます。

(2) 空間及び景観の整備

◆主な取り組み

①良好な景観の形成

景観計画の策定・推進により、良好な景観の確保を図ります。また、街路樹や植樹帯の適正な管理を行うとともに、公共施設の緑化を推進することで都市景観の保全に努めます。

②憩いの空間の保全

街区公園や近隣公園などは市民が憩う最も身近な公園です。これらの公園を適正に維持・管理し、身近な憩いの空間の保全に努めます。

(3) 歴史的・文化的遺産の保全

◆主な取り組み

①歴史的建造物の保存と整備

市内に現存する歴史的建造物を適正に維持・管理することで、将来にわたり良好な状態に保つよう努めます。また、単に建造物の保存にとどまらず、地域環境のシンボルとして活用したまちづくりを進めるため、周辺環境の美化・整備に努めます。

②地域文化の保存と継承

現代まで引き継がれている地域文化を、市民・地域ぐるみで保存・継承に取り組むために、地域文化に対する市民の理解を深められるよう普及啓発に努めます。

【具体的な施策・事業例】

施策・事業名	担当
環境監視・指導体制の整備	環境政策課
公害防止協定等の締結	環境政策課・商工観光課
不法投棄監視体制の整備	環境事業課
アダプトプログラムの推進	地域づくり推進課
クリーン光大作戦の推進	生涯学習課
自然海岸の清掃活動の実施	文化振興課
緑花ボランティア活動の推進	水産林業課
緑化協定制度の検討	都市整備課
神籠石散策道の整備	文化振興課
都市計画マスタープラン・景観計画の策定	都市整備課
緑の基本計画の策定	都市整備課
街路樹や植樹帯の整備	都市整備課
緑化活動の推進	都市整備課
街区公園・近隣公園・環境保全型自然公園※注の整備	都市整備課
石城山神籠石の保存・管理	文化振興課
海商通りの保存活用と光ふるさと郷土館の充実	文化振興課
ふるさと学習の展開	生涯学習課

※注）街区公園：もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とした公園。

近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした公園。

環境保全型自然公園：門蔵山、潮音寺山など保全すべき自然林である里山を整備した公園。

第4章 基本方針ごとの施策の方向

2 水環境の保全

(1) 生活排水対策

◆主な取り組み

①水洗化及び浄化槽設置の推進

下水道整備地域における下水道への未接続世帯の解消と、下水道整備計画区域外の地域における浄化槽設置の推進により、地域に与える環境負荷の低減に努めます。

②水質浄化実践活動の推進

生活排水浄化対策実践活動を継続して実施することで、生活排水に対する意識の高揚を図り、生活排水の浄化に努めます。

③浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽は、適正な維持管理がなされなければ本来の浄化能力を発揮できません。このため、適正な維持管理を促進し、浄化能力の保持に努めます。

(2) 上水の保全

◆主な取り組み

①安全でおいしい水の確保

市民の生活に不可欠な水道水は、島田川の伏流水※注を原水としており、ダムの水に比べておいしいと言われています。このため、水源涵養林を育成するなど、水源である島田川の保全に努めるとともに、浄水場における検査監視体制を強化し、安全でおいしい水の安定的供給に努めます。

※注) 伏流水：地表を流れる表流水に対して、地下を流れる水のこと。

【具体的な施策・事業例】

施策・事業名	担当
水洗化の促進	下水道課
浄化槽の設置・適正な維持管理の促進	環境政策課・環境事業課
生活排水対策、水質浄化実践活動の促進	環境政策課
検査監視体制の強化	水道局

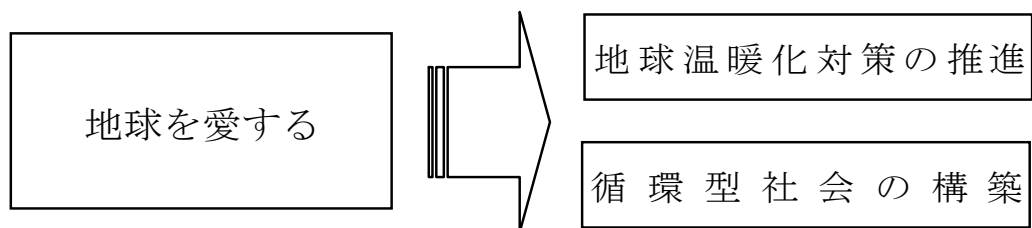
第3節 地球を愛する〔地球環境分野〕

◇現状と課題

産業革命以降の科学技術の進展により、わたしたちの生活は便利で豊かに、そして快適になりましたが、それは資源の大量消費と廃棄物の大量廃棄に支えられた暮らしであり、副産物として地球温暖化をはじめとしたさまざまな地球環境問題を引き起こしています。

光市においても、自動車保有台数は増加傾向にあり、市民の主な移動手段として利用される一方で、公共交通機関の利用者数はほぼ横ばいと伸び悩んでいます。また、ごみの排出量も徐々に増加しているなど、エネルギー使用及び廃棄物排出に対する対策が急務です。

○施策の方向性



エコぱーく



第4章 基本方針ごとの施策の方向

1 地球温暖化対策の推進

(1) 省エネルギー対策の推進

◆主な取り組み

①エコオフィスプランの推進

市内でも有数の事業所である市が自ら温暖化対策を推進するため、市の地球温暖化対策率先実行計画である「光市エコオフィスプラン」を着実に実行し、温暖化対策に積極的に取り組みます。

②地域における地球温暖化対策の推進

京都議定書における温室効果ガス削減目標を達成するためには、近年増加傾向にある民生部門※注の排出量を削減する必要があるとあり、市民・事業者だけでなく、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員とも連携して、「光市地球温暖化対策地域協議会（仮称）」を設立し、協議会と協働で具体的な対策に取り組みます。

(2) 新エネルギー活用の検討

◆主な取り組み

①市域内資源活用の検討

太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入促進に加えて、木材、廃油等現在未利用のエネルギー資源の活用の検討を行い、温室効果ガス排出量の低減を図ります。

※注）民生部門：二酸化炭素排出量を算定する部門別のうち、オフィスや店舗等（工場を除く）及び家庭のことを指す。オフィス等を民生業務部門、家庭を民生家庭部門と細分化されて表示されることが多い。

【具体的な施策・事業例】

施策・事業名	担当
ノー・マイカー運動の推進	環境政策課
市営バスの運行、地方バス路線維持対策	商工観光課
新エネルギーの普及や省エネルギー設備の導入の促進	環境政策課
新エネルギー活用方法の検討	環境政策課

2 循環型社会の構築

(1) 一般廃棄物処理基本計画の推進

◆主な取り組み

①廃棄物の発生抑制と減量化の推進

廃棄物の減量を有効かつ確実に進めるためには、減量化に向けた施設等の基盤を整備する一方で、市民及び事業者の廃棄物に対する意識の向上が必要となります。このため、リデュース、リユース、リサイクル※注1の「3R運動」を推進する様々な施策の展開を図るとともに、インセンティブ※注2を活用し、ごみの発生抑制や再生利用の推進、負担の公平化及び市民の意識改革を行うため、ごみ処理の有料化について検討を進めます。

②廃棄物の資源化の推進

周南東部環境施設組合リサイクルセンター「エコぱーく」を拠点とした新しい再資源化システムの構築に努めるとともに、事業系一般廃棄物の減量化に取り組みます。また、資源化を推進するためには、排出者の徹底した分別が必要となるため、地域と連携した分別徹底の啓発に努めるとともに、環境学習や環境教育を積極的に行い、市民の資源化に対する意識向上と、排出事業者に対するごみの資源化の取り組みを促進するよう努めます。

③廃棄物の適正処理の推進

生活スタイルの多様化や高齢化社会に配慮するなど、時代に即した収集・運搬体制の構築を検討します。また、中間処理施設並びに最終処分場である一部事務組合と連携を図りながら廃棄物の適正な中間処理や最終処分を行います。

※注1) リデュース：廃棄物の発生を抑制すること。

リユース：もとの形のまま再使用すること。

リサイクル：資源として再利用すること。

※注2) インセンティブ：ものごとに取り組む意欲を、報酬を期待させて外側から高める働き。意欲刺激。誘因。

第4章 基本方針ごとの施策の方向

【具体的な施策・事業例】

施策・事業名	担当
一般廃棄物処理基本計画の推進	環境事業課
新分別体制の推進	環境事業課
ごみ処理の有料化導入の検討	環境事業課
事業者への指導・啓発活動	環境事業課
食育の推進	学校教育課・関係各課

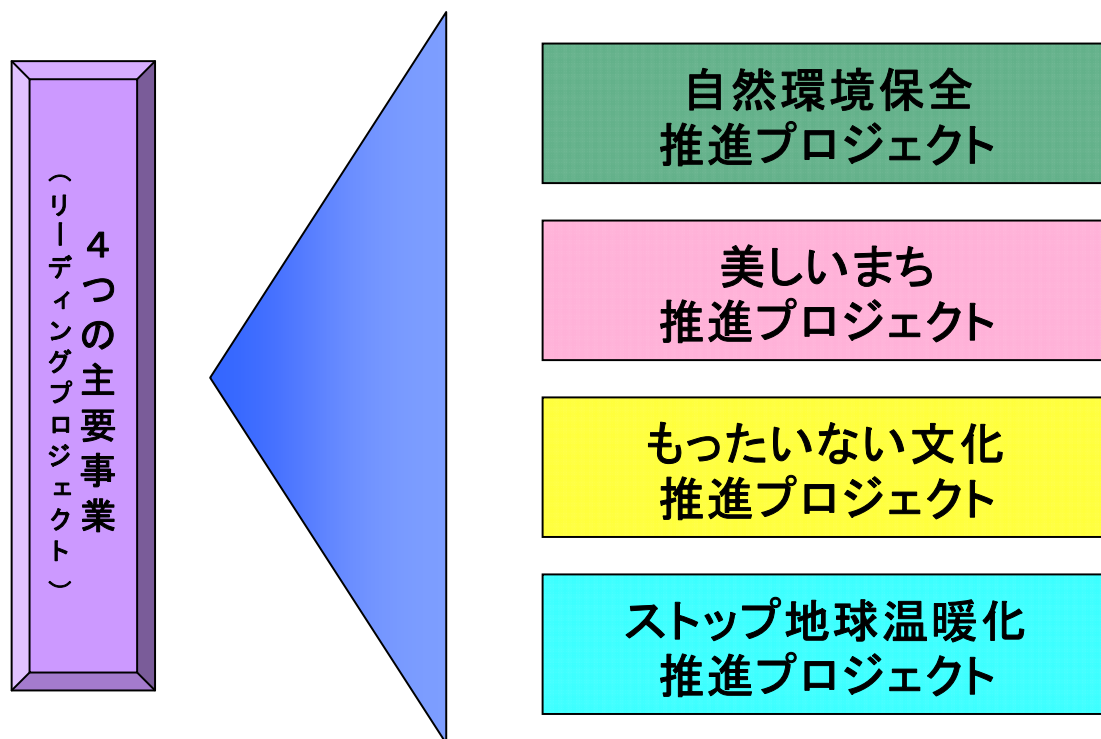
第5章

リーディング プロジェクト

第5章 リーディングプロジェクト

まちづくりの基本理念である市民・事業者との「共創・協働」に加え、「学習・体験」、「環境と健康、観光、経済の融合」の視点も踏まえた、本計画の主導的役割を果たす4つの主要事業を「リーディングプロジェクト」として位置づけました。

本プロジェクトを重点的に取り組むことで、光市の地域環境力※の向上を図り、自然敬愛の精神を世界に向けて発信し、取り組みの環を広げるよう努めます。



※注）地域環境力：市民、事業者、市の共創・協働により、自分たちの地域にある資源を把握・活用し、望ましい目標を共有しながら取り組んでいくという地域の意識、能力のこと。

【リーディングプロジェクトの見方】

1 自然環境保全推進プロジェクト

プロジェクトごとの方向性を示しています。

○豊かな自然環境の保全と創造

全国に先駆け、平成18年3月に採択された「光市自然敬愛都市宣言」の趣旨を踏まえ、本市の有位性である美しくすばらしい自然を次世代に継承するため、自然を守る各種事業や、光市の自然について認識を高めるための環境学習の推進、自然とのふれあい事業の展開を行います。

【5年後の姿】

目標年度における光市の姿を示しています。

- 自然敬愛の精神が醸成され、自然環境の保護、保全活動が活発になっています。
- 自然とふれあう人が増加し、自然環境に対する関心が高まっています。
- 光市の貴重な資源である自然が良好な状態に保たれています。

【数値目標】

近況値は、平成19年度に実施した市民アンケートによる数値を記載しています。

	近況値 (H19)	目標値 (H24)
森・川・海など自然とふれあう機会	15.1%	20.0%
動物や植物の観察や保護活動をしている人の割合	2.5%	10.0%
自然とのふれあいの機会の多さに関する満足度	24.5%	30.0%

【主な施策・事業例】

施策・事業の展開スケジュールを記載しています。

施策・事業例		スケジュール				
		H20	H21	H22	H23	H24
環境マップの作成、活用 	環境学習教材と環境政策課	作成	環境学習の実施			
環境・健康ウォーク 	歩をながら自然とふれあう健康増進課/環境政策課	ウォーキング大会開催				
どんぐりランドの運営 	どんぐりの森を自ら育てる水産林業課					

アイコンの説明（該当するものを記載）



…市民、事業者との協働の視点



…学習、体験の視点



…融合の視点

第5章 リーディングプロジェクト

1 自然環境保全推進プロジェクト

○豊かな自然環境の保全と創造

全国に先駆け、平成18年3月に採択された「光市自然敬愛都市宣言」の趣旨を踏まえ、本市の有位性である美しくすばらしい自然を次世代に継承するため、自然を守る各種事業や、光市の自然について認識を高めるための環境学習の推進、自然とのふれあい事業の展開を行います。

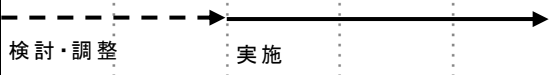
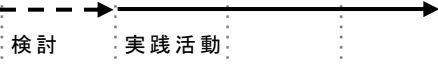
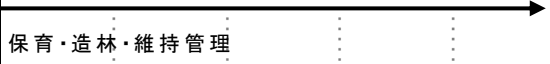
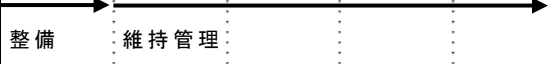
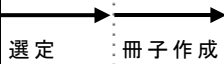
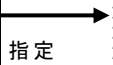
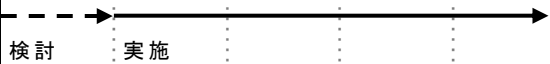
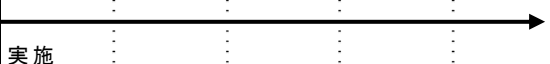
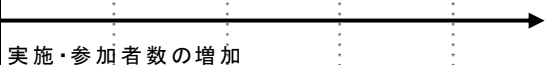
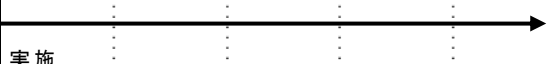
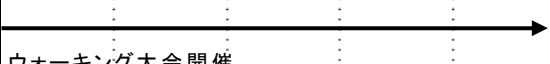
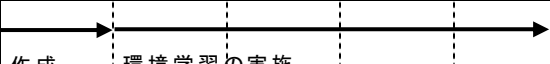
【5年後の姿】

- 自然敬愛の精神が醸成され、自然環境の保護、保全活動が活発になっています。
- 自然とふれあう人が増加し、自然環境に対する関心が高まっています。
- 光市の貴重な資源である自然が良好な状態に保たれています。

【数値目標】

環境指標	近況値 (H19)	目標値 (H24)
森・川・海など自然とふれあっている人の割合	16.1%	20.0%
動物や植物の観察や保護活動をしている人の割合	2.5%	10.0%
自然とのふれあいの機会の多さに関する満足度	24.5%	30.0%

【主な施策・事業の展開例】

施策・事業例	内容/担当課	スケジュール				
		H20	H21	H22	H23	H24
里山再生プロジェクト 	里山の保全、創造、再生 /水産林業課					
市民と協働による森林づくり 	美しい森林を次世代に引き継ぐ /水産林業課・都市整備課					
伊藤公の森整備 	協働による伊藤公の森の再生 /水産林業課					
どんぐりランドの運営 	どんぐりの森を自ら育てる /水産林業課					
ひかり名木百選の指定 	代表的な巨木や名木の指定 /都市整備課					
自然環境保全地域の指定 	地域指定による自然環境の保全 /都市整備課					
河川再生プロジェクト 	協働による保全活動の推進 /水産林業課・環境政策課					
白砂青松 10 万本大作戦 	松の植栽による海岸松林の整備 /水産林業課					
自然海岸清掃活動 	クサフグ産卵地の清掃活動 /文化振興課					
循環型農業の推進 	減農薬等による環境負荷の低減 /農業耕地課					
環境・健康ウォーク 	歩きながら自然とふれあう /健康増進課・環境政策課					
環境マップの作成、活用 	環境学習教材として活用 /環境政策課					

第5章 リーディングプロジェクト

2 美しいまち推進プロジェクト

○地域環境美化意識の向上

市民にとって住みやすく美しいまちであり、住んでみたい、住み続けたいと感じられ、かつ来光者の方々に「光市＝美しいまち」というイメージをもってもらうため、都市や農村景観の確保や豊かで美しい水環境の保全を行うとともに、ごみのない清潔なまちにするための事業を展開します。

【5年後の姿】

- 清潔で、快適な生活環境が維持されています。
- 環境美化に対する意識が高まり、地域の環境美化活動が活発に行われています。
- 地域の緑化活動が推進され、まちなみに花や木があふれています。
- 休耕田が減少し、美しい農村景観が保たれています。

【数値目標】

環境指標	近況値 (H19)	目標値 (H24)
地域で花木を植える緑化活動に参加している人の割合	4.2%	10.0%
地域での環境美化活動に参加している人の割合	51.1%	60.0%
まちの清潔さに関する満足度	6.1%	10.0%

【主な施策・事業の展開例】

施策・事業例	内容/担当課	スケジュール				
		H20	H21	H22	H23	H24
  犬の飼い方教室	マナー教室 /環境政策課	教室の開催 発展性の検討				
   環境美化ボランティア・サポート事業	市民参加による地域の環境美化、保全活動の推進 /地域づくり推進課	参加団体の拡大				
   クリーン光大作戦	市民と協働による清掃活動 /生涯学習課	実施・参加者数の増加				
   神籠石散策道等の整備	文化財周辺の清掃と環境整備 /文化振興課	ボランティアの募集・事業実施				
   緑花ボランティア	知識を有するボランティアの育成 /水産林業課	研修会の実施 自主活動				
   緑化協定制度	緑につつまれたまちづくりの推進 /都市整備課	導入の検討				
   休耕田の再生・活用	景観形成作物の栽培 /農業耕地課・環境政策課	栽培面積の拡大				

第5章 リーディングプロジェクト

3 もったいない文化推進プロジェクト

○限りある資源の有効活用

日本人は昔から物を大切にする「もったいない」という精神を持っています。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムの確立によりその精神は薄れつつありますが、今や世界的にも有名になった「もったいない」という日本古来の文化を継承・推進し、地球環境に負荷をかけないライフスタイルを普及させるための事業を展開します。

【5年後の姿】

- 風呂敷やマイバッグを使う人が増加しています。
- 物を大切にする心が養われ、使い捨て製品の購入自粛等による資源の有効活用と廃棄物の減量化が進んでいます。
- 「もったいない」の取り組みの輪が広がっています。

【数値目標】

環境指標	近況値 (H19)	目標値 (H24)
使い捨て製品の購入を控えている人の割合	28.3%	35.0%
買い物袋を持参している人の割合	40.0%	45.0%
不用品バザーやフリーマーケットに参加している人の割合	11.8%	15.0%

【主な施策・事業の展開例】

施策・事業例	内容	スケジュール				
		H20	H21	H22	H23	H24
風呂敷の普及   	風呂敷利用の拡大 /環境政策課	イベントの開催・出前講座の実施				
「もったいない」事例の集約   	もったいない取り組みの募集とPR /環境政策課	目安箱の設置・意見集約とPRの実施				
食育の推進   	食育による食品残渣の減量化 /学校教育課	推進				
生ごみリサイクルの推進   	堆肥化による生ごみの減量 /環境事業課	調査・研究				
紙製容器包装類のリサイクル   	紙製容器包装類の資源化 /環境事業課	検討				
エコショップ認定制度   	店舗の認定とPR /環境事業課	検討	実施			
不用品交換システムの充実   	市民が主体のシステム構築 /環境事業課	新システム導入の検討				

第5章 リーディングプロジェクト

4 ストップ地球温暖化推進プロジェクト

○省エネルギー社会の構築

まったなしの状況である地球温暖化対策について、市民、事業者、市が協働で取り組むため「地球温暖化対策地域協議会」（仮称）の設立、運営を支援し、協議会と協働で全市的な温暖化対策に取り組むための事業を展開します。

【5年後の姿】

- 地球温暖化に対する取り組みが盛んに行われています。
- エネルギー効率の良いライフスタイルが定着しています。

【数値目標】

環境指標	近況値 (H19)	目標値 (H24)
家庭で花や木などの緑を育てている人の割合	56.2%	65.0%
環境家計簿をつけている人の割合	3.1%	10.0%
省エネルギーの推進など温暖化対策の状況に関する満足度	2.9%	10.0%

【主な施策・事業の展開例】

施策・事業例	内容	スケジュール				
		H20	H21	H22	H23	H24
緑のカーテンの普及   	つる植物による日陰の創出 /環境政策課	学校等公共施設での実施・一般家庭への普及				
光熱水費削減プログラム   	学校のエネルギー使用量の削減 /環境政策課	事業実施 → 見直し				
地産地消の推進   	食品輸送に係るエネルギー削減 /農業耕地課・環境政策課	地産地消プランの推進 → プランの見直し				
菜の花プロジェクト   	採油用植物の栽培 /環境政策課・農業耕地課	検討 →				
太陽光発電システムの普及   	太陽光発電システムの導入拡大 /環境政策課	検討 → 事業実施				
廃油再生事業   	廃油による石油代替燃料の製造 /環境政策課	事業可能性調査 →				
地球温暖化対策地域協議会   	協働での温暖化防止活動推進 /環境政策課	設立 → 事業の展開				

第 6 章

環境配慮指針

第 1 節 事業における指針

第 2 節 地域における行動指針

第6章 環境配慮指針

第1節 事業における指針

道路、上下水道、河川整備など、社会資本を充実させるための公共事業は、私たちが生活する上での利便性、快適性、安全性を向上させる効果が大きい反面、従来の環境を大きく変化させる要因ともなるため、環境への配慮は必要不可欠です。

また、事業者が事業活動を行う上においても、環境への負荷の低減を図る必要があります。

このため、主要な公共事業の実施や、公共施設の維持管理、事業者が事業活動を行う際に環境に対して配慮すべき行動指針を分野別に示します。

○分野別配慮事項

(1) 自然環境

- 自然環境への影響を極力最小化できる場所を選定するよう努めます。
- 環境負荷の少ない工法、材料を採用及び使用するよう努めます。
- 地形及び動植物の生態を考慮した計画とするよう努めます。
- 工事中、土砂や汚水の流出等により、自然環境に影響を及ぼすようなことがないよう努めます。
- 舗装面を極力少なくし、自然の地表面を確保して雨水の地下浸透を図るなど、地下水の保全に努めます。

(2) 生活環境

- 低騒音・低振動型の工事用機械等の使用や工事時間の制限等により、騒音・振動対策を行い、近隣の迷惑にならないよう努めます。
- 工事用車両の適切な進入路を確保し、交通渋滞が発生しないよう努めます。
- 施設・工場の建設にあたっては、周囲の自然環境及び景観に調和した構造や色彩とするよう努めます。
- 敷地内の緑化推進等、環境整備に努めます。
- 適正な処理施設を設置し、施設・工場からの排水・排気により水質汚濁や大気汚染が発生することがないように努めます。

(3) 文化環境

- 遺跡等文化財の埋蔵が確認されている地域の工事にあたっては、事前に発掘調査し、記録や現物を保存するよう努めます。
- 工事中に遺跡等埋蔵物を確認した場合は、直ちに工事を中断し、関係機関と協議するよう努めます。
- 歴史的・文化的建造物については適正な維持管理を行い、老朽化を防止するよう努めます。

(4) 地球環境

- 建設廃棄物等を用いた再生資材の利用を推進するよう努めます。
- 廃棄物のリサイクルを推進し、廃棄物発生量の抑制、減量に努めます。
- 施設の整備にあたっては、省エネルギー等施設の高効率化を図るとともに、新エネルギー設備を導入するよう努めます。
- 屋上緑化、壁面緑化等を行い、緑の蒸散効果による冷房の使用抑制に努めます。
- 建物の省エネルギー化を推進するため、ESCO 事業※注の検討や、省エネルギー機器の導入を図るなど、エネルギー使用量の削減に努めます。

※注) ESCO 事業 : Energy Service Company の略。工場や事務所、オフィスビルや商業施設、公共施設などに対して省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、従前の利便性を損なうことなく光熱水費削減効果を保証し、削減した光熱水費から報酬を得る事業のこと。

第6章 環境配慮指針

第2節 地域における行動指針

本市は、東西約16km、南北約15km、総面積約92km²の市域を有しています。臨海部と山間部ではそれぞれ地域ごとに環境の特性は異なります。また、市民アンケートの結果からは、環境に関する取り組みについても地域によって特色があります。このため、全地域共通の行動指針と、光市総合計画において設定されている地域に市域を分類した地域ごとの行動指針を次のとおり定めます。

なお、この指針は地域住民だけでなく、当該地域への通勤・通学・滞在者にも適用します。

東部地域・・・岩田、三輪、束荷、塩田地区

西部地域・・・浅江、島田地区

南部地域・・・室積、光井地区

北部地域・・・中・上島田、三井、立野・小周防地区



□ 共通行動指針

- 身近な動植物とふれあい、自然環境の保全、保護に努めましょう。
- 花や木を植えるなど、地域の緑化に努めましょう。
- 快適な生活環境を保つため、ごみのポイ捨てや犬等のフンの放置、野焼きなどをしないようにしましょう。
- 輸送に係るエネルギーを削減するため、地産地消を推進し、なるべく地元産のものの消費に努めましょう。
- 近所に出かけるときはなるべく自動車等を使用しないようにし、自動車等を使用する場合はアイドリングストップに心がけましょう。
- 買い物袋を持参し、買い物をする時は詰め替え製品を優先的に購入するよう努めましょう。
- 省資源・省エネルギー推進のため、資源回収活動に積極的に参加しましょう。
- 節電・節水に努めましょう。
- 環境に関する講演会や活動に積極的に参加しましょう。

第6章 環境配慮指針

◎ 東部地域～岩田、三輪、東荷、塩田地区～

□ 地域の特性

市の北東部に位置する東部地域は、石城山をはじめとする山々に囲まれた田園風景が広がる地域です。本地域は、緑豊かな石城山、シマドジョウが生息する田布施川、ゲンジボタルが舞う東荷川など、豊かな自然環境に恵まれた地域であるとともに、農業基盤が整備されており、市内の農地の約45%を占める農業地域でもあります。また、石城山神籠石や石城神社などの文化遺産が現存するなど、自然と文化に恵まれた地域です。

□ 地域の行動指針

- 石城山神籠石や石城神社など、地域の歴史的・文化的遺産にふれあい、保存、保護に努めましょう。
- 田布施川、東荷川等河川の水質保全のため、浄化槽の設置や下水道未接続世帯の接続など、生活排水等の適切な処理を推進しましょう。
- 農業を振興してグリーン・ツーリズム※注などの農村交流事業を実施し、自然とのふれあいの場の創出に努めましょう。

※注）グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。



石城山



伊藤公記念公園

◎西部地域～浅江、島田地区～

□地域の特性

島田川河口の両翼に位置する西部地域は、市街地を形成し、工業地、商業地も存在する地域です。また、白砂青松の虹ヶ浜海岸や渡り鳥が飛来する島田川、里山である潮音寺山、鶴羽山など、市民に親しまれている自然環境も残されています。

□地域の行動指針

- 白砂青松 10 万本大作戦やクリーン光大作戦などに積極的に参加し、虹ヶ浜海岸や島田川など自然環境の保全に努めましょう。
- 虹ヶ浜海岸や島田川、鶴羽山など地域の自然環境の保護に努めましょう。
- 虹ヶ浜や島田川などの水質保全のため、下水道への未接続世帯の接続や、浄化槽の設置など、生活排水等の適切な処理を推進しましょう。



島田川



虹ヶ浜海岸

第6章 環境配慮指針

◎南部地域～室積・光井地区～

□地域の特性

室積海岸を有する南部地域は、峨嵋山樹林やコバルトライン沿いに点在する市民の森、二級河川である光井川など森・川・海の自然環境や、海商通りなど歴史的資源が存在するとともに、梅や菖蒲等、四季折々の花木が楽しめ、市民の憩いの場である冠山総合公園が整備されているなど、自然、文化、生活環境のバランスのとれた地域です。また、市域で唯一の有人離島である牛島には、国の天然記念物である「カラスバト」の生息地や、県指定天然記念物の「モクゲンジ群生地」があるなど、貴重な自然環境資源があります。

□地域の行動指針

- 室積海岸や光井川、千坊山など地域の自然環境の保護に努めましょう。
- ブルー・ツーリズム※注など、漁村交流事業の実施や、冠山総合公園の活用など、自然とのふれあいの場の創出に努めましょう。
- 海商通りなど歴史的景観の保全に努めましょう。

※注）ブルー・ツーリズム：漁村に滞在し、漁業体験や地域の自然、文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅のこと。



冠山総合公園 梅の里



象鼻ヶ岬

◎北部地域～中・上島田、三井、立野・小周防地区～

□地域の特性

島田川取水口より上流の兩岸に位置する北部地域は、緑豊かな田園風景と周防の森ロッジを中心とした野外活動エリアが調和し、自然とふれあう環境が整っている地域です。また、島田川旭橋付近では毎年水辺の教室が開催されるなど、環境学習が活発に行われています。

□地域の行動指針

- 森や川に生息する生物の保護活動に参加するよう努めましょう。
- 耕作放棄地を有効活用し、景観の保全と農地の多面的機能の保持に努めましょう。
- 島田川の水質を保全するため、浄化槽の設置や下水道未接続世帯の接続など、生活排水等の適切な処理を推進しましょう。



親と子の水辺の教室



周防の森ロッジ

第 7 章

計画の推進

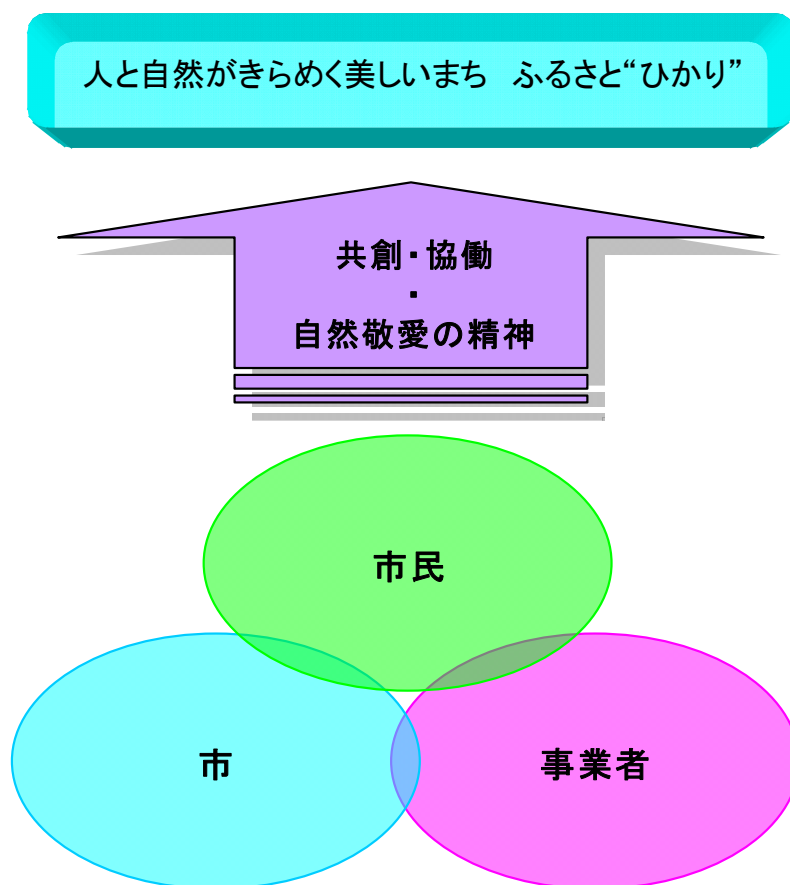
- 第 1 節 共創・協働による取り組み
- 第 2 節 計画の進行管理
- 第 3 節 実施状況の公表

第7章 計画の推進

第1節 共創・協働による取り組み

本計画の実効性を高め、目指すべき環境像である「人と自然がきらめく美しいまち ふるさと“ひかり”」を実現するためには、市民、事業者、市がパートナーシップ※注を組み、それぞれの立場において協力する、「共創・協働」による取り組みが必要です。

この取り組みを推進するために、市民、事業者に対し、市は必要な情報を提供するとともに、それぞれの役割分担のもと、取り組みに参加しやすい環境を整えます。



※注）パートナーシップ：共同で何かを行うための、対等な協力関係。

第2節 計画の進行管理

事業の立案、実施、評価、改善の PDCA サイクル※注を実施し、計画を着実に実行するために、庁内関係各課が行なう施策、事業の進捗管理を定期的に行なうとともに、本計画策定の基礎データ収集のため実施した市民アンケートを行い、計画の進捗状況を把握します。

第3節 実施状況の公表

本計画の実施状況については、環境報告書を作成し、ホームページ等を活用して、広く市民に公表します。

※注）PDCA サイクル：Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）の頭文字。品質向上のためのシステムの考え方であり、計画→実施→点検→是正→計画と、らせん状に品質の維持、向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

資 料 編

光市環境基本計画策定スケジュール

日時	場所	会議名	内容
平成 19 年 4 月 13 日（金）	市役所 3 階 第 5 会議室	第 1 回環境審議会	環境基本条例について 環境基本計画策定について
5 月 24 日（木）	市役所 3 階 大会議室 2 号	第 1 回策定委員会	辞令交付 年間スケジュールの確認 市民アンケートについて
5 月 28 日（月）	市役所 3 階 大会議室 1,2 号	第 1 回市民協議会	委嘱状交付 年間スケジュールの確認 市民アンケートについて
6 月 7 日（木）	市役所 3 階 第 5 会議室	第 2 回環境審議会	光市環境基本計画に係る諮問
7 月 2 日～16 日	光市環境基本計画策定に係る市民アンケート		
9 月 14 日（金）	市役所 3 階 大会議室 1 号	第 2 回策定委員会	市民アンケート結果について 基本方針及びリーディングプロジェクトについて
9 月 25 日（火）	市役所 3 階 大会議室 1,2 号	第 2 回市民協議会	市民アンケート結果について 基本方針及びリーディングプロジェクトについて
11 月 8 日（木）	市役所 3 階 大会議室 2 号	第 3 回策定委員会	環境基本計画案について 市民アンケート結果について
11 月 13 日（火）	市役所 3 階 大会議室 1,2 号	第 3 回市民協議会	環境基本計画案について 市民アンケート結果について
11 月 28 日（水）	市役所 3 階 第 5 会議室	第 3 回環境審議会	環境基本計画案について 市民アンケート結果について
12 月 25 日（火） ～1 月 24 日（木）	光市環境基本計画に係るパブリックコメント募集		
平成 20 年 1 月 25 日（金）	市役所 3 階 大会議室 1,2 号	第 4 回策定委員会	目指すべき環境像について 環境基本計画最終案について
2 月 1 日（金）	市役所 3 階 大会議室 1,2 号	第 4 回市民協議会	目指すべき環境像について 環境基本計画最終案について
2 月 8 日（金）	市役所 3 階 第 5 会議室	第 4 回環境審議会	目指すべき環境像について 環境基本計画最終案について
2 月 19 日（火）	光市環境基本計画に係る答申		

光市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画（第8条—第11条）

第3章 環境の保全等を推進するための施策

第1節 地域環境保全の推進等（第12条—第21条）

第2節 地球環境保全の推進（第22条）

第4章 施策の推進体制の整備等（第23条・第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

私たちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、清らかな流れの島田川、緑豊かな峨嵋山樹林・石城山などの美しい自然に囲まれた都市である。

私たちは、恵まれた自然環境の恩恵を受けるとともに、古来、先人の努力により守られてきた森・川・海の調和に富んだ自然を活かした文化と産業を受け継ぎ、まちを発展させてきた。

今日、飛躍的に発達した科学技術と社会経済活動に伴い、私たちの生活は物質的に豊かで便利になったが、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷は増大し、地域だけでなく、地球環境にまで影響を与えるようになった。

限りある地球環境にかけられる負荷には限界があり、環境問題の解決のためには、社会の在り方そのものを見直さなければならない。今こそ私たちは、自然を敬愛し、自然と人との共生を図り、将来の世代に良好な環境を引き継ぐため、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していかななければならない。

このような認識のもと、光市民憲章の精神にのっとり、市、市民及び事業者が一体となって互いの協働により、光市及び地球の環境の保全、創造及び再生を推進し、潤いとやすらぎに満ちた環境自治体「光市」を実現するため、この条例を定める。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、創造及び再生（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好な環境及び市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 文化環境 歴史的伝統的建造物、文化的遺産、町並景観等を含む空間をいう。
- (5) 原生自然環境保全地域 自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態が維持されており、かつ、自然の法則と教訓を後世に残すべき貴重な資産であると認められる地域をいう。
- (6) 自然環境保全地域 自然環境が豊かに残されている区域の中から、森林、渓谷等で良好な自然環境を形成している地域をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、自然の復元力に限界があることを認識し、自然と人との共生を目指して行わなければならない。

- 2 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に必要な不可欠であることを認識し、良好な環境を将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指して市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担と参加、協働のもと、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることにかんがみ、事業活動、日常生活等のすべてにおいて、着実かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、自らが策定し、実施するすべての施策について、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全等を図ることを基本として、総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、廃棄物の削減、生活排水の改善、省エネルギー等環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。
- 3 通勤、通学、観光等で光市に滞在する者は、前2項に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水その他の公害の発生の防止及び廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講じる責務を有する。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量等その事業活動全般にわたり、環境の保全等に積極的に取り組み、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(基本方針)

- 第7条 環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 公害を防止し、大気環境、水環境、土壌環境、音環境等を将来にわたって良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、安全かつ快適な生活環境を確保すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、自然環境を人とのつながりの中で体系的に保全すること。
- (3) 森、川、海等の身近な環境を良好に保全することにより、自然と人との多様で豊かなふれあいの空間を創出すること。
- (4) 文化環境を人とのつながりの中で保存し、及び保全すること。
- (5) 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活に転換すること。
- (6) 環境の保全等が市、市民及び事業者の公平な役割分担と協働のもと実施されるよう、すべての主体の自主的な参加を促進すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

ない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を体系的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、光市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴くとともに、市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 市長は、環境基本計画の進捗状況等について、環境審議会に報告し、意見を聴かなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全について配慮するものとする。

（市民等の意見の反映）

第10条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

（報告書の作成）

第11条 市長は、市の環境の現状及び環境の保全等に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 環境の保全等を推進するための施策

第1節 地域環境保全の推進等

（自然の環境の保全等）

第12条 市は、森、川、海等自然の環境の保全等に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、自然環境の保全を図るため特に必要があると認めるときは、法律その他の法令等に定めがあるものを除き、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（以下「環境保全地域」という。）を指定することができる。

4 市は、前項の規定により指定された環境保全地域の保全に必要があると認めるときは、予算の範囲内において所有者等に補助金の交付その他の援助をすることができる。

（環境教育及び環境学習の推進）

第13条 市は、環境の保全等に対する市民等の理解と認識を深め、環境保全活動につな

げるため、環境教育及び環境学習を推進するよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民等の環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第15条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民等の自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(規制等の措置)

第16条 市は、公害の防止のため、その原因となる行為に関し、必要な規制等の措置を講じるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者との協定等)

第17条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があると認めるときは、事業者と環境への負荷の低減に関する協定等を締結することができる。

(市民等からの提言)

第18条 市民等は、環境の保全等に関し、市長に提言することができる。

2 市長は、前項の提言を受けたときは、必要な措置を講じるとともに、提言を行った市民等にその対応状況を報告するものとする。

(環境の保全等に資する公共施設の整備)

第19条 市は、下水道施設、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(環境への負荷の低減の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第2節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第22条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力して、環境の保全等に関する調査、

研究、情報提供、技術協力等を行うことにより、地球環境保全に関する広域的な連携による取組の推進に努めるものとする。

第4章 施策の推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第23条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(市民等との協働)

第24条 市は、環境の保全等に関する施策を展開するため、市民等との協働を積極的に推進するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(光市の環境をよくする条例の廃止)

2 光市の環境をよくする条例（平成8年光市条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、光市の環境をよくする条例の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

光市環境審議会条例

(設置)

第1条 光市の環境保全に関する施策を円滑に推進するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、光市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が環境の保全に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

- 2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、その調査審議の期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

資料編

(説明等の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を補助する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

光市環境審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験を有する者	植 村 芳 弘	光市快適環境づくり推進協議会会長	
	熊 野 稔	徳山工業高等専門学校准教授	副会長
	藤 井 信 男	環境省環境カウンセラー	
	柳 和 夫	元大和町公害対策審議会委員	
事業所の代表者	江 原 圭 介	新日鐵住金ステンレス株式会社	
	浜 本 朝 秋	県漁協光支店運営委員長	
	林 啓 二	武田薬品工業株式会社	
	林 寿 清	山口碓永自動車株式会社	
市民民間団体等	奥 田 賢 吾	市民環境保全活動（島田川水環境）	
	橋 本 洋 子	市民環境活動	
	南 敦	山口植物学会会長	
	山本健次郎	(財)日本鳥類保護連盟専門委員	会長
	吉 廣 幸 江	市民環境活動	

※敬称略

光市環境基本計画市民協議会設置要綱

(設置)

第1条 「自然と人との共生及び良好な環境の将来の世代への継承」を基本理念とする光市環境基本条例（平成19年光市条例第33号）に基づき、環境の保全、創造及び再生に関する施策を推進するための光市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し、市民、事業者等の意見及び提言を求めるため、光市環境基本計画市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の案について協議し、提言し、及び提案すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動の実践者
- (3) 公募により選出された者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めにより会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

(失効)

- 3 この告示は、平成20年3月31日をもって、その効力を失う。

光市環境基本計画市民協議会委員名簿

選出区分	氏 名	所 属	備 考
学 識 経 験 者	藤 井 信 男	環境省環境カウンセラー	会長
事 業 者	久 保 田 等	周南農協東ブロック	
	竹 本 広	南すおう農協大和支所	
	柳 本 博 之	山口県漁協光支店	
	藤 山 雅 己	光商工会議所	
	門 出 肇	大和商工会	
	岡 口 美 恵 子	光大和森林組合	
関 係 団 体	小 田 隆 紹	光市小中学校 PTA 連合会	
	村 上 博	小学校校長会	
	富 永 泰 壽	中学校校長会	
地 域 代 表	江 枝 忠 昭	光市公民館連絡協議会	
市 民 代 表	福 原 宏 子	地域活動連絡協議会	
	守 田 信 枝	光市快適環境づくり推進協議会	
	木 村 忠 通	光市まちづくり市民協議会	
	守 田 和 子	自然敬愛推進委員会	副会長
	中 邑 三 枝	生活改善実行グループ連絡協議会	
	有 竹 英 喜	地球温暖化防止活動推進員	
	三 浦 恵 美	市民特派員	
一 般 公 募	山 本 英 夫		
	金 子 登 美 子		

※敬称略

光市環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 光市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、光市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、関係各課の所管業務のうち基本計画の策定に関する必要な事項を検討し、基本計画の案を作成することとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から平成20年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、環境部長の求めに応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて委員長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この訓令の施行後、委員会の最初の会議は、環境部長が招集する。

(失効)

3 この訓令は、平成20年3月31日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

環境基本計画策定庁内委員会委員

課 名	職 名
企画情報課	企画係長
財政課	行政改革推進係長
総務課	庶務・危機管理係長
地域づくり推進課	地域づくり支援係長
環境事業課	ごみ・リサイクル対策係長
下水道課	排水設備係長
健康増進課	健康増進係長
農業耕地課	農政係長
水産林業課	林務係長
商工観光課	商工労政係長
土木課	土木係長
建築住宅課	建築係長
都市整備課	都市計画係長
学校教育課	指導係長
生涯学習課	生涯学習係長
文化振興課	文化振興係長
水道局浄水課	浄水係長

光市環境基本計画

「人と自然がきらめく美しいまち ふるさと“ひかり”」

発行日 平成 20 年 3 月

発 行 山口県光市

編 集 光市環境部環境政策課

〒743-8501 山口県光市中央 6 丁目 1 番 1 号

電話 (0833) 72-1400 (代表)

<http://www.city.hikari.lg.jp>